

第5章 基本理念・将来像・基本方針

1. 基本理念

「第2次島田市総合計画」では、市の将来像を「笑顔あふれる 安心のまち 島田」と設定し、将来像に込めた思いのひとつとして、大井川に育まれた水と緑豊かな自然環境の島田に生まれ、育ち、地域でのつながりや支え合いの中で住み続けられるまちづくりを目指しています。

また、「島田市都市計画マスタープラン」では、都市づくりの基本理念として、「成長・拡大」から連携・協働による「縮充・持続可能」な都市づくりへの転換を掲げています。

こうした本市のまちづくり計画を踏まえ、「島田市緑の基本計画」では地域に育まれた自然環境を大切に保全していくとともに、市街地においては持続可能なまちづくりにつながる緑地の整備・管理を目指しています。

さらに、住民が身近で大切だと感じられる緑を認識し、緑に囲まれた生活環境を形成することで、本市への定住や公園等での憩い、維持・保全活動への参画を促進する等、多くの住民による、にぎわいのある将来を想像し、次のとおり設定します。

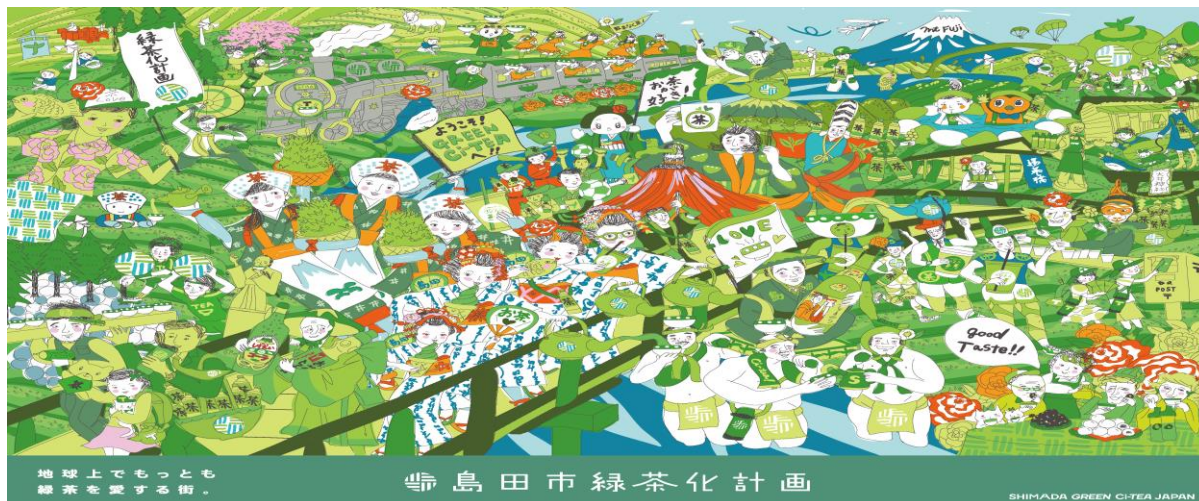
みどりがあふれ 住み続けられるまち 島田

■サブテーマの設定

本市の市街地は、大井川扇状地の上部部に形成され、大井川を軸として広がる市街地と農地（茶畑等）、それを囲む斜面緑地と北部の樹林地の広がりにより、全体として緑の多い景観を形成しています。これらの河川、農地、斜面緑地等は、本市を特徴づける都市の骨格となっています。これらの島田市の特徴を具体的にイメージできるよう以下のとおりサブテーマを設定しました。

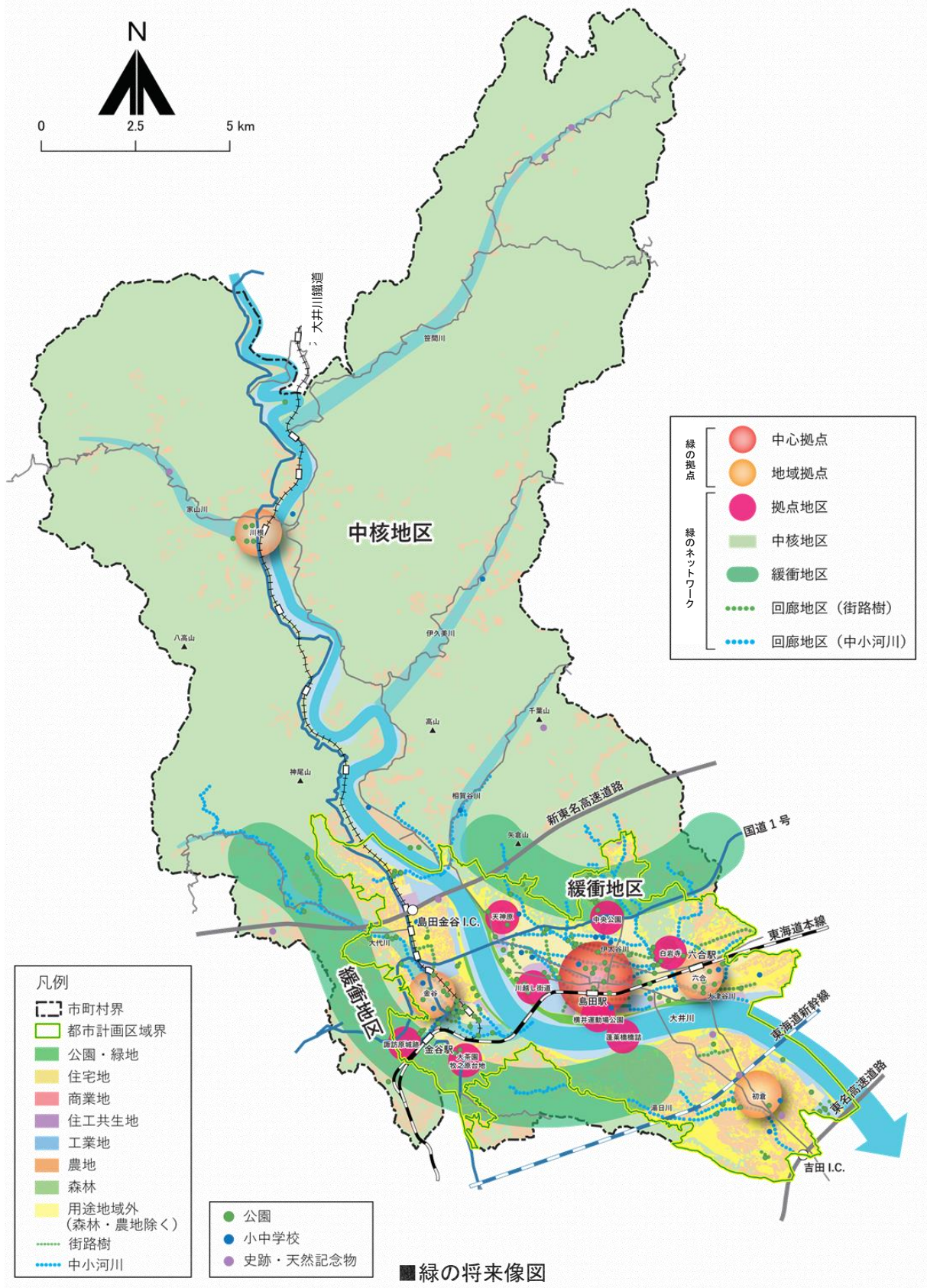
～市の南北を結ぶ大井川が育む 自然と都市の調和 Ci-TEA～

本計画において、「Ci」はCivic（市民の）を表し、自然と都市の調和は、二つの要素が絶妙なバランスを保つことで、市民が一杯のお茶を飲んでいるかのような落ち着きと癒しをイメージしています。



2. 緑の将来像

緑の基本計画の基本理念の実現にあたり、次のとおり将来像を定めます。



I. 都市の拠点

中心拠点、地域拠点周辺においては、医療・福祉・商業といった都市機能の誘導や公共交通の充実等により歩いて暮らせる都市づくりを推進します。また、公園・緑地や水辺の活用、都市緑化、良好な建物の景観形成等により質の高い生活を支える都市づくりを推進します。

中心拠点

中心拠点については、島田駅・図書館・市役所等、高次の都市機能を有し、本市の中心となる拠点として位置付けます。今後も都市機能（医療・福祉・商業・子育て支援施設等）の維持や充実を図り、多様な居住形態が可能となる地域として居住の誘導を行います。

地域拠点

地域拠点については、六合・初倉・金谷・川根の公民館周辺を地域の中心となる拠点として位置付けます。今後も、都市機能（医療・福祉・商業・子育て支援施設等）の維持や充実を図り、良好な居住環境を創出する地域として居住の誘導を行います。

II. 緑のネットワーク

中核地区となる市域北部の樹林地の保全を基本として、樹林地と市街地の緩衝地区にあたる斜面緑地や農地の保全を図ることで環境負荷を軽減させます。さらに生物の移動空間（回廊空間）となる街路樹や中小河川により、緑地の軸の形成を図ります。

また、拠点地区はレクリエーションや動植物の生息・生育に資するため、公園や社寺林と併せて公共施設用地や民有地等の緑化を促進し、快適で持続可能な都市環境の創出を図ります。

中核地区

市域北部の樹林地は、水源かん養や地球温暖化防止、多様な生き物の生息・生育地等の公的機能を有することから、保全を基本とした地区として位置づけます。

緩衝地区

市街地を取り囲む斜面緑地や茶園は、樹林地と市街地の緩衝帯となり、土砂の流出の防備や景観の形成等、保全と活用を基本とした地区として位置づけます。

拠点地区

自然、歴史及び観光等の資源が集積する、まちのにぎわいの向上に資する観光・交流拠点においては、地域資源を生かした公園・緑地を配置する地区として位置づけます。

回廊地区（街路樹）

回廊地区（中小河川）

丘陵地や都市公園、社寺林等を結び、生物の移動空間となる街路樹や中小河川を回廊地区として位置づけます。

3. 基本方針

基本理念の実現に向けた、本計画の基本方針を以下のとおり設定します。

緑の保全の方針

■基本方針1：島田市を特徴づける緑の保全

本市の中心を流れる大井川の周辺に広がる茶園風景や丘陵地は、本市を特徴づける都市の骨格となっていることから、まとまった緑地としての保全を図ります。

本市の各地区に分布する社寺林や天然記念物の樹木、花の名所等は、歴史・文化に根ざした景観を形成し、地域住民の交流の場となることから、適切な保全により後世へ残して行きます。

■基本方針2：生物多様性の確保に資する緑の保全

市域北部の樹林地、大井川中流域、茶園等は、本市の貴重な動植物の生息・生育地となることから、生物多様性確保に資する緑地として保全を図ります。

公園・緑地でのレクリエーション活動やの管理等を通じて、市民や事業者の自然環境や生物多様性への理解を深めます。

緑の創出の方針

■基本方針3：グリーンインフラとして多様な機能を発揮する緑の創出

都市にある緑地は、生き物の生息地、住民の憩い空間の提供、騒音・風害の影響緩和、にぎわい空間の形成等、多様な機能を発揮し、グリーンインフラとして都市環境の改善に資することから、拠点又は軸となる公園や河川、道路等の緑化を図ります。

また、火災時の延焼防止や避難場所となることから、防災・減災機能を持った公園等の適切な配置を図ります。

農地は保水機能を持ち、市街地周辺の斜面緑地は土砂の流出や土砂崩壊の防備に資する等、防災機能を持つことから、洪水浸水想定区域周辺の農地や斜面緑地等の樹林地の保全を図ります。

■基本方針4：住民ニーズや機能を踏まえた公園・緑地の見直し・整備

本市の都市公園の整備状況を見ると、住民1人当たりの公園面積は約10.7㎡と基準値を満たす整備率となっています。しかし、都市計画決定されたものの長期間未整備となっている公園や、地域間における配置のバランスに不均衡が見られます。このため、長期間未整備となっている都市計画公園については、代替機能の有無や住民ニーズを踏まえ見直し・再編を図り、維持管理の効率化に配慮した公園施設の整備を検討します。

緑の育成の方針

■基本方針5：協働による緑の維持等、管理体制の再構築

現在、緑化ボランティア団体や事業者との連携により、公園・緑地の緑化や維持管理が行われていますが、住民の高齢化等により、管理ができない状況も発生しています。このため、多様な住民参加の促進や支援により、管理体制を再構築していきます。

また、公園・緑地の整備に伴い、公園施設の安全性・機能性の確保を図ることが必要となることから、公園施設長寿命化計画に基づく遊具等の公園施設の適切な更新・管理を図ります。

第6章 緑地の配置方針

1. 主要な機能別の配置方針

緑地が有する環境保全、レクリエーション、防災、景観形成等のグリーンインフラとしての機能を効果的に発揮する配置方針を設定します。

1-1. 環境保全系統の緑地の配置方針

都市の骨格形成、優れた歴史的風土の確保、都市環境の改善等を目指し、以下の環境保全系統の緑地を配置します。

(1) 地域の骨格を形成する緑地の配置

1) 大井川等の河川の自然環境

本市の中央を流れる大井川は、大きな帯状の骨格となる自然空間としてその保全を図ります。

市街地を流れる伊太谷川、大津谷川、大代川等の中小河川は、市街地での生物の移動空間として貴重な自然環境であることから、その保全を図ります。



■大井川

出典：島田市景観計画

2) 市街地を取り囲む斜面緑地

市街地を取り囲む斜面緑地と連続する樹林地については、市域北部の樹林地と市街地の「緩衝地区」として、貴重な自然生態系の保全を図るとともに、環境学習やレクリエーションの場としての利用を推進します。



■牧之原公園から望む斜面緑地

出典：島田市観光協会 HP

3) 市域北部の樹林地

市域北部の樹林地については、多様な動植物の生息・生育の場、水源かん養機能、二酸化炭素の吸収源、環境教育の場等、様々な地域環境の改善のための機能を有することから、森林資源の計画的な保全を図ります。

(2) 優れた自然・歴史的風土を有する緑地の配置

川越し街道や諏訪原城跡をはじめとする歴史資源と一体となった緑地は、伝統的・文化的な風情・景観を生かした観光資源として活用する等、その存在価値を十分に生かして保全・整備を図ります。

智満寺の天然記念物の十本スギ等、歴史的資源を地域の財産として継承するとともに、文化・観光資源としての活用を検討します。



■ 諏訪原城跡

出典：島田市 HP（諏訪原城跡）

(3) 都市環境の改善に資する緑地の配置

1) 適切に管理された都市公園

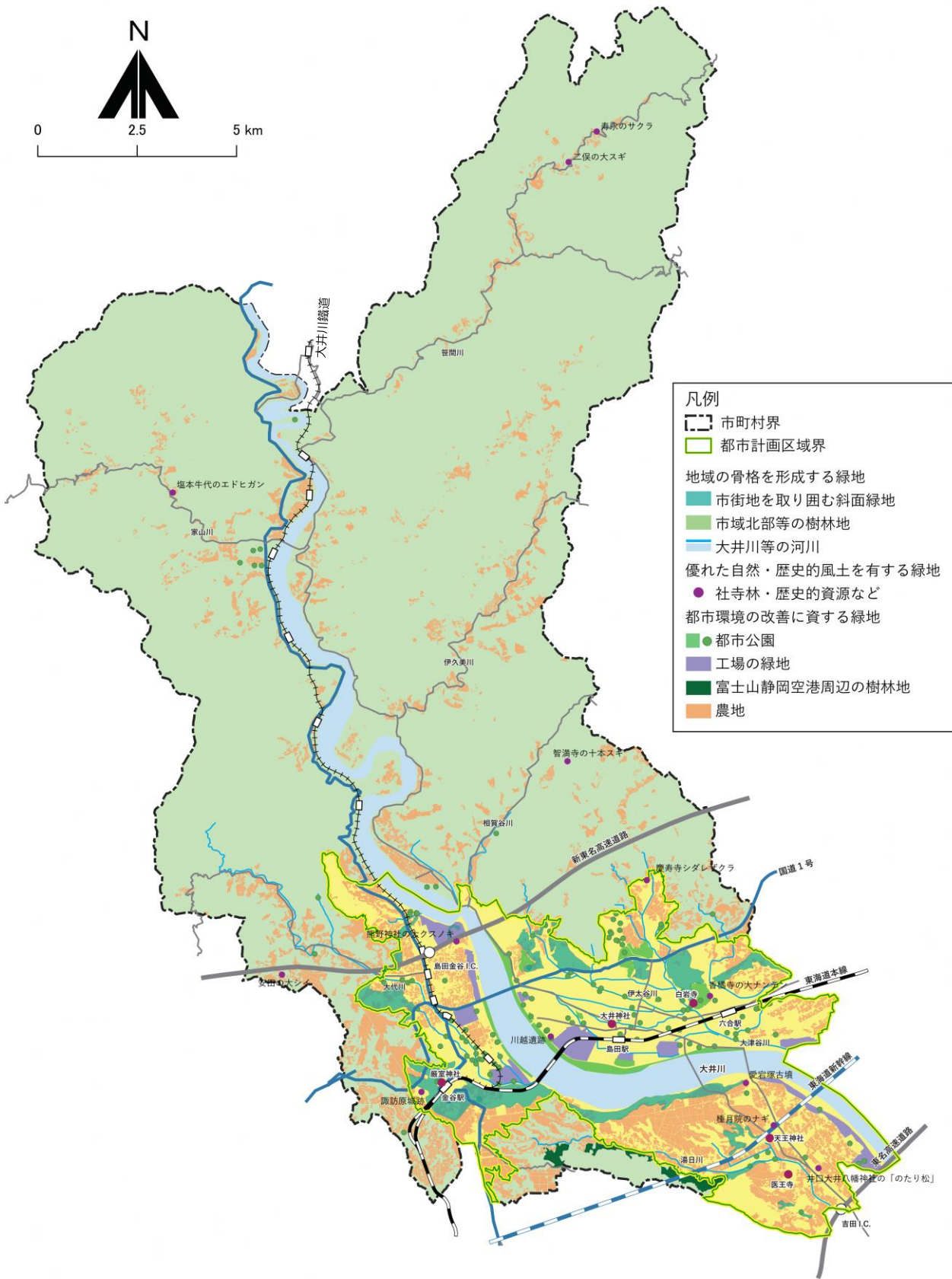
都市公園は、適切に管理され、快適な生活環境を支える緑地となっていることから、計画的な整備・維持管理に努めます。

2) 工場地周辺の緑地

新東名高速道路等の幹線道路沿い及び大井川沿いの工場地周辺、居住地域と接する工場地周辺については、環境の保全を図る緑地の整備を促進します。

3) 農地

農地については、農産物の生産のほか、都市環境の改善に資する機能を有していることから、計画的な保全・活用に努めます。



■ 環境保全系統の配置計画図

1-2. レクリエーション系統の緑地の配置方針

地域住民の日常的な憩いや健康づくり、自然や歴史とのふれあい等を目指し、以下のレクリエーション系統の緑地を配置します。

(1) 多様なレクリエーション需要へ対応した緑地の配置

1) 身近なレクリエーション需要に対応した公園・緑地

市民の公園・緑地に関するニーズを把握し、街区公園や近隣公園、児童遊園等、市民が身近に利用でき、親しまれる公園・緑地を適切に配置します。

小中学校のグラウンドは、児童・生徒の遊び場として今後とも開放していきます。

2) 広域的なレクリエーション需要に対応した公園・緑地

市街地での自然豊かなスポーツレクリエーション地として、中央公園、横井運動場公園、大井川緑地を配置します。

市を代表する中央公園は整備率が約3割にとどまっていることから、適切な維持・管理を行いつつ、引き続き公園機能の充実を図っていきます。また、大井川緑地については、整備を促進します。



■中央公園（ばらの丘公園）

出典：島田市観光協会 HP

3) 都市の拠点への公園・緑地

島田駅や市役所、図書館等、高次の都市機能を有する中心市街地においては、街路、公園・緑地、公共公益施設や民間建築物を緑化し、居心地がよく歩きたくなるまちなかを創出します。

六合・初倉・金谷・川根の公民館周辺の「地域拠点」においては、市民ニーズを踏まえた公園のあり方や民間による柔軟な利活用が図られた、地域住民の憩いの場となる公園の配置を検討します。

(2) 自然や歴史とのふれあいの場となる緑の配置

1) 自然とのふれあいの場となる公園・緑地

地域内に在る自然・歴史資源等をつなぐ散策コースや大津谷川を軸に中央公園と千葉山を巡るコース、河川沿いの桜並木等、歩いて楽しい散策コースの配置に取り組みます。

荒廃農地対策として整備された市民農園を維持していきます。



■大津谷川桜堤防

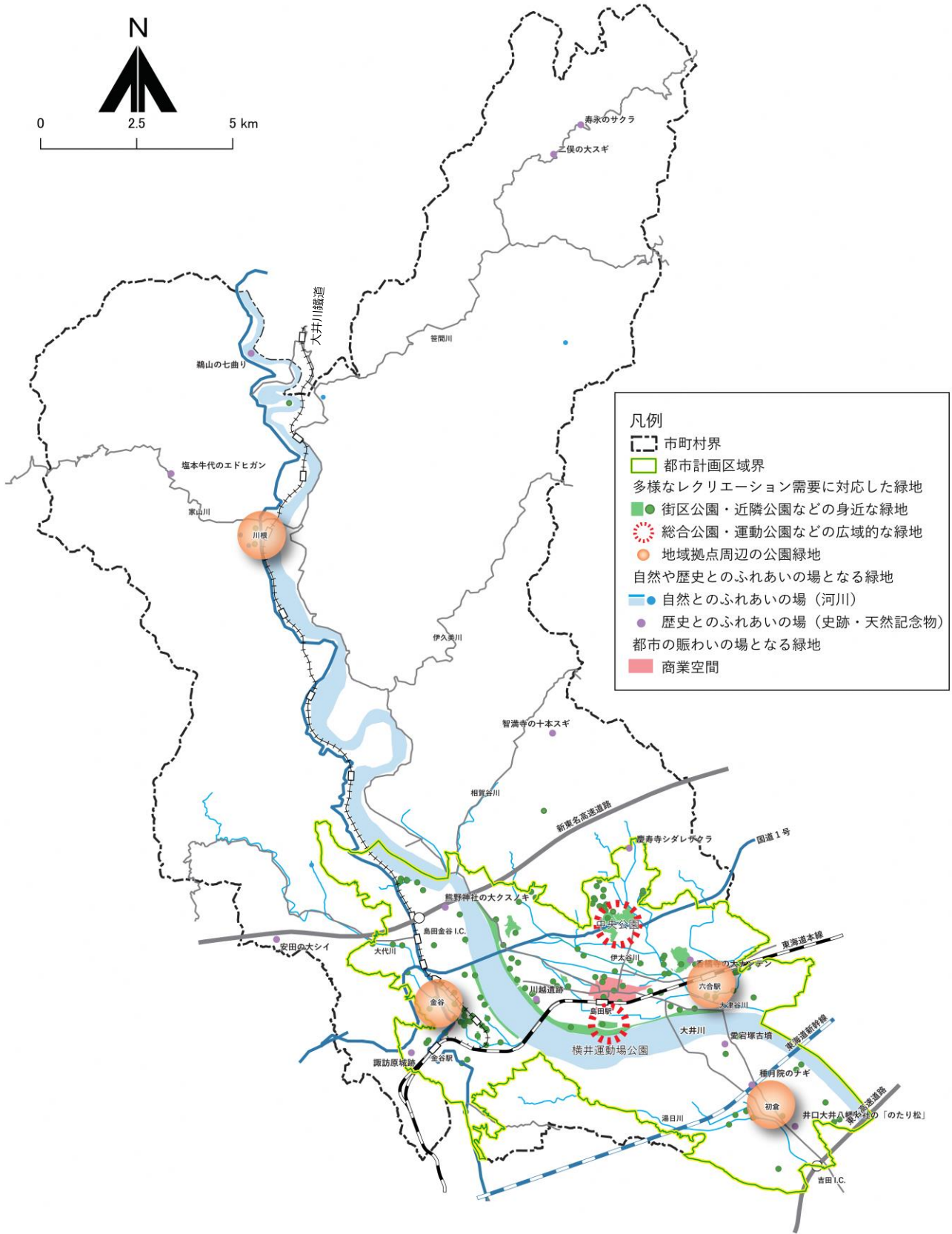
出典：島田市観光協会 HP

2) 歴史とのふれあいの場となる緑地

景観計画重点地区に指定されている川越し街道周辺地区は、史跡の保護、緑地の保全を図りつつ、にぎわいの創出にむけた整備に取り組みます。

3) 農地

世界農業遺産に認定されている茶草場農法を体験できるイベントを企画します。体験をとおして、地域の農業について学ぶ機会を創出します。



■レクリエーションシステムの配置計画図

1-3. 防災系統の緑地の配置方針

避難地、避難路や自然災害の防止・緩衝としての安全性の確保等を目指し、以下の防災系統の緑地を配置します。

(1) 避難地・避難路となる緑地の配置

1) 避難場所となる公園・緑地

災害時の避難地となる公園や緑地については、地域防災計画との調整を図りながら、周辺の緑化を推進するとともに、多目的防災トイレや多目的シェルター、かまどベンチ等を整備し、避難場所としての機能を強化します。



■ 防災トイレ（向島町公園）
出典：島田市

2) 避難路の安全確保に向けた緑地の配置

既成市街地においては、道路沿いの緑化（ブロック塀の倒壊防止）を促進する等、地域防災計画との調整を図りながら、避難路の安全確保に向けた取組を推進します。

(2) 自然災害の防止・緩衝に資する緑地の配置

1) 流域治水対策に資する緑地

流域における水循環系の保全と流出の抑制を図るため、流域全体で総合的かつ多層的な対策を推進するため、森林、農地等の緑地の保全を図ります。

2) 崖崩れ等の自然災害を防止する緑地

本市は、三方を山で囲まれた平坦な低地に市街地が形成されており、土砂災害のリスクを有することから、市街地外縁の集水域に分布する樹林地について、計画的な保全・整備を推進します。

3) 洪水浸水想定区域内の農地

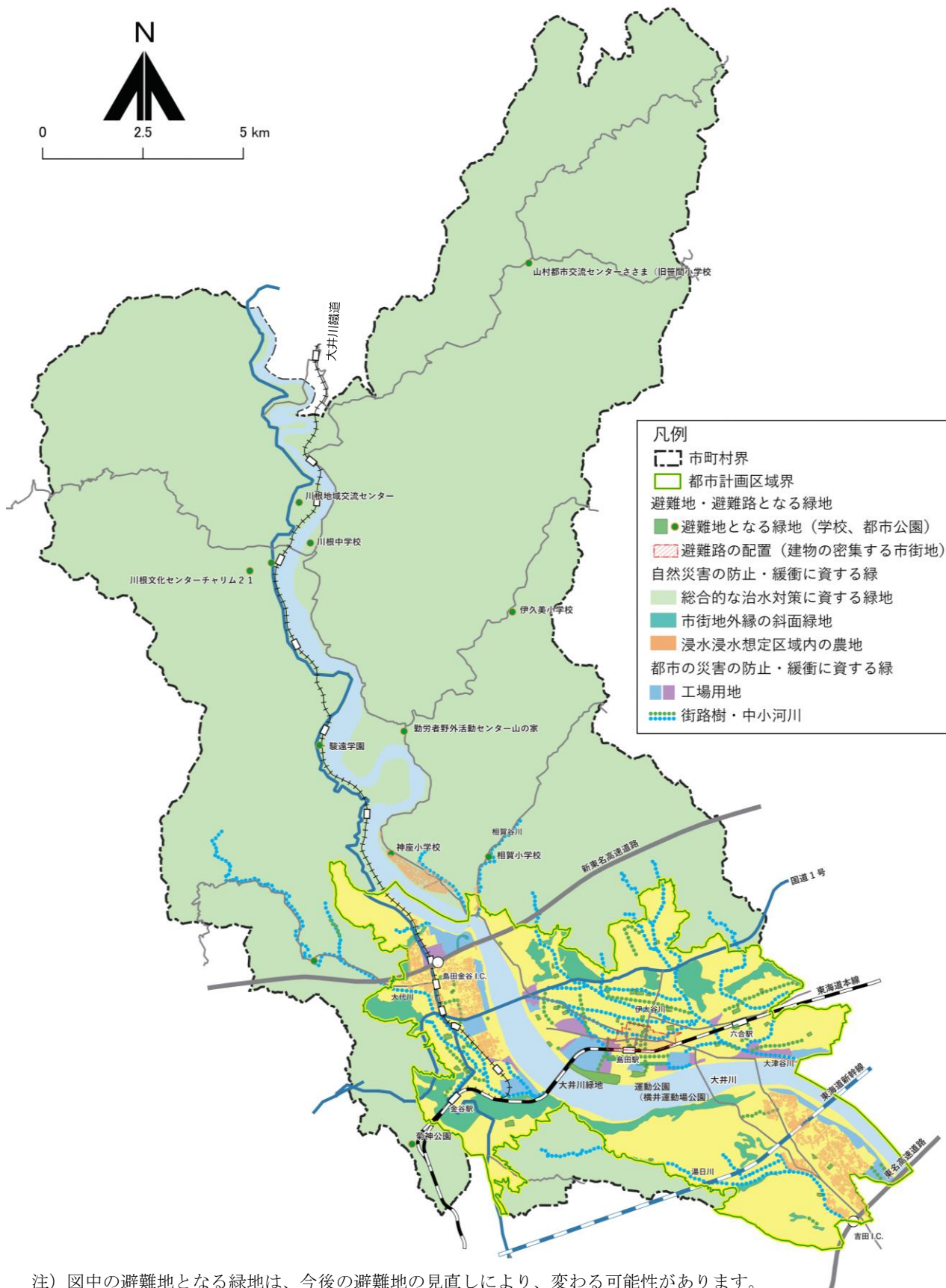
洪水浸水想定区域内の農地については、農産物の生産のほか、優れた貯水機能、災害時の防災空間としての活用等多様な防災機能を有していることから、計画的な保全・振興を図ります。

(3) 都市の災害の防止・緩衝に資する緑地の配置

1) 市街地における街路樹、中小河川

街路樹は、地震時の家屋倒壊防止や火災時の熱吸収・低減による延焼防止効果等の防災機能等を有することから、適切な維持管理に努めます。

市街地の中小河川は、火災の延焼防止に資する機能を有する一方、洪水による浸水被害も想定されることから、適切な維持管理に努めます。



注) 図中の避難地となる緑地は、今後の避難地の見直しにより、変わる可能性があります。

■防災システムの配置計画図

1 - 4. 景観系統の緑地の配置方針

地域を代表する郷土景観を構成する緑地のほか、文化財と一体となった樹林地等、景観の向上等を目指し、以下の景観系統の緑地を配置します。

(1) 郷土景観を構成する緑地の配置

1) 牧之原大茶園

牧之原台地に広がる茶園及び斜面樹林地等は、本市を特色づける重要な景観要素の一つであることから、その保全を図ります。



茶園景観

出典：島田市観光協会 HP

2) 眺望景観

市街地を囲む眺めの良好な斜面緑地である白岩寺、天神原については、眺望場所として、公園等の整備を検討します。

3) 水辺景観

市民生活にうるおいと安らぎを与えている大井川等の河川の美しい景観の保全を図ります。



鵜山の七曲り（大井川）

出典：島田市観光協会 HP

4) 地域のランドマークとなる樹林・樹木

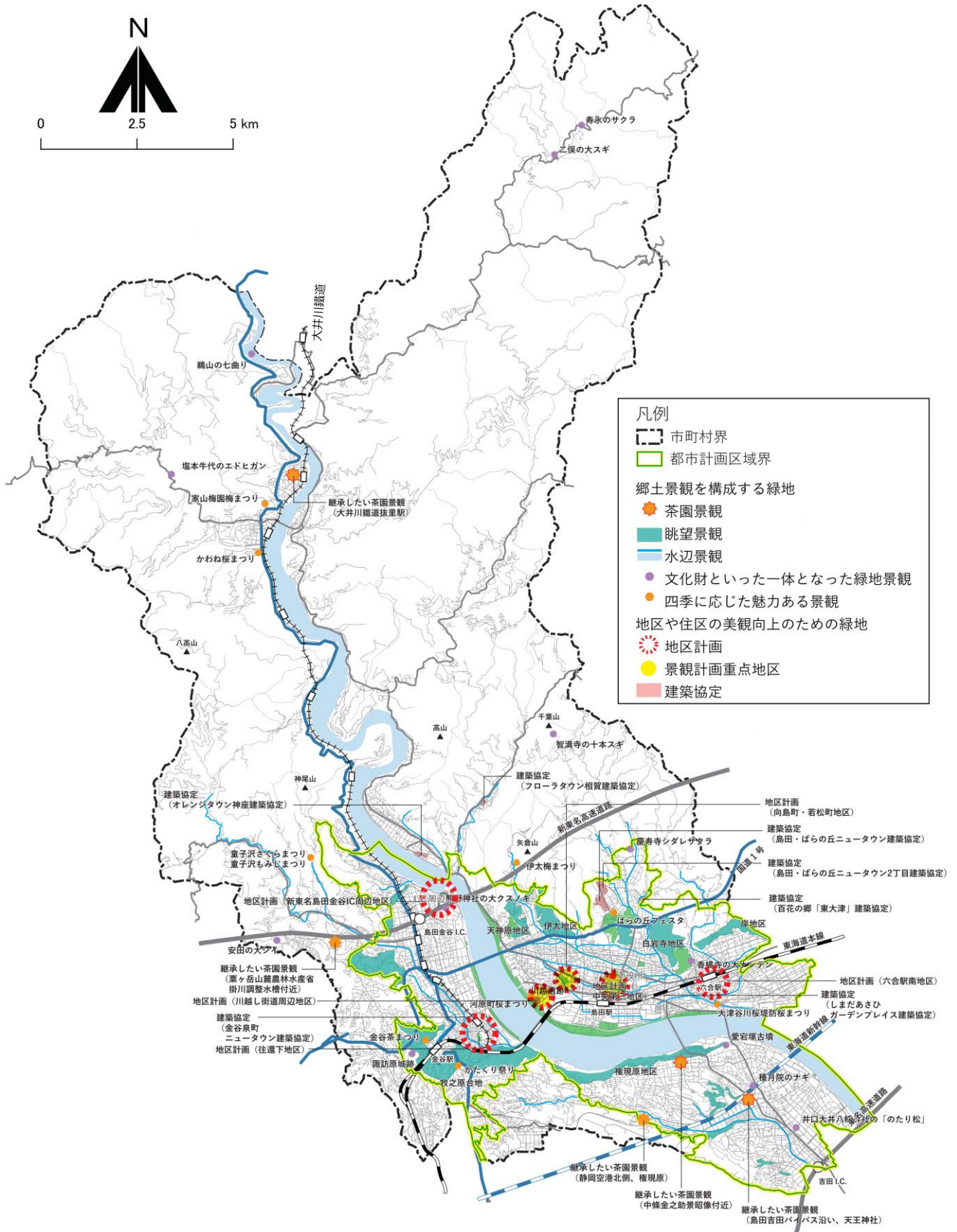
市街地内に残された貴重な緑地である社寺林や国・県・市の指定文化財の大木等は、枝払い等の適切な管理により、その保全を図ります。

5) 四季に応じた魅力ある景観

桜の開花や紅葉の時期に開催されている季節毎のイベント等で、地域住民に親しまれている花の名所（桜並木等）の保全を図ります。

(2) 地区や住区の景観向上のための緑地

地区計画制度等を活用して、一体的なまちづくりを行う地区においては、地区の課題や目標・方針等に基づき、緑地の保全や緑化についてのルールを設けて、良好な住環境の創出に努めます。



■景観システムの配置計画図

2. 総合的な緑地の配置方針

配置方針に基づき、総合的な緑地の配置を行います。

(1) 骨格的な緑地の配置

都市の骨格として、将来においても重要である緑地として、大井川、市域北部の樹林地、市街地を取り囲む斜面緑地を位置づけ保全します。

(2) 重要な緑地の配置

環境保全、レクリエーション活用、防災、景観の機能を持つ緑地のうち、広域的レベルや地域レベルの視点から、重要な緑地を位置づけ、保全・整備の対象として配置します。

- 環境保全上重要な緑地（大井川、市域北部の樹林地、市街地を取り囲む斜面緑地）
- 重要なレクリエーション拠点（中央公園、横井運動場公園、大井川緑地）
- 防災上重要な緑地（伊太、白岩寺、岸、権現原、市街地を取り囲む斜面緑地）
- 重要な景観形成拠点（牧之原大茶園）
- 特別緑地保全地区（大井神社、白岩寺、天王神社、医王寺、巖室神社の社寺林）

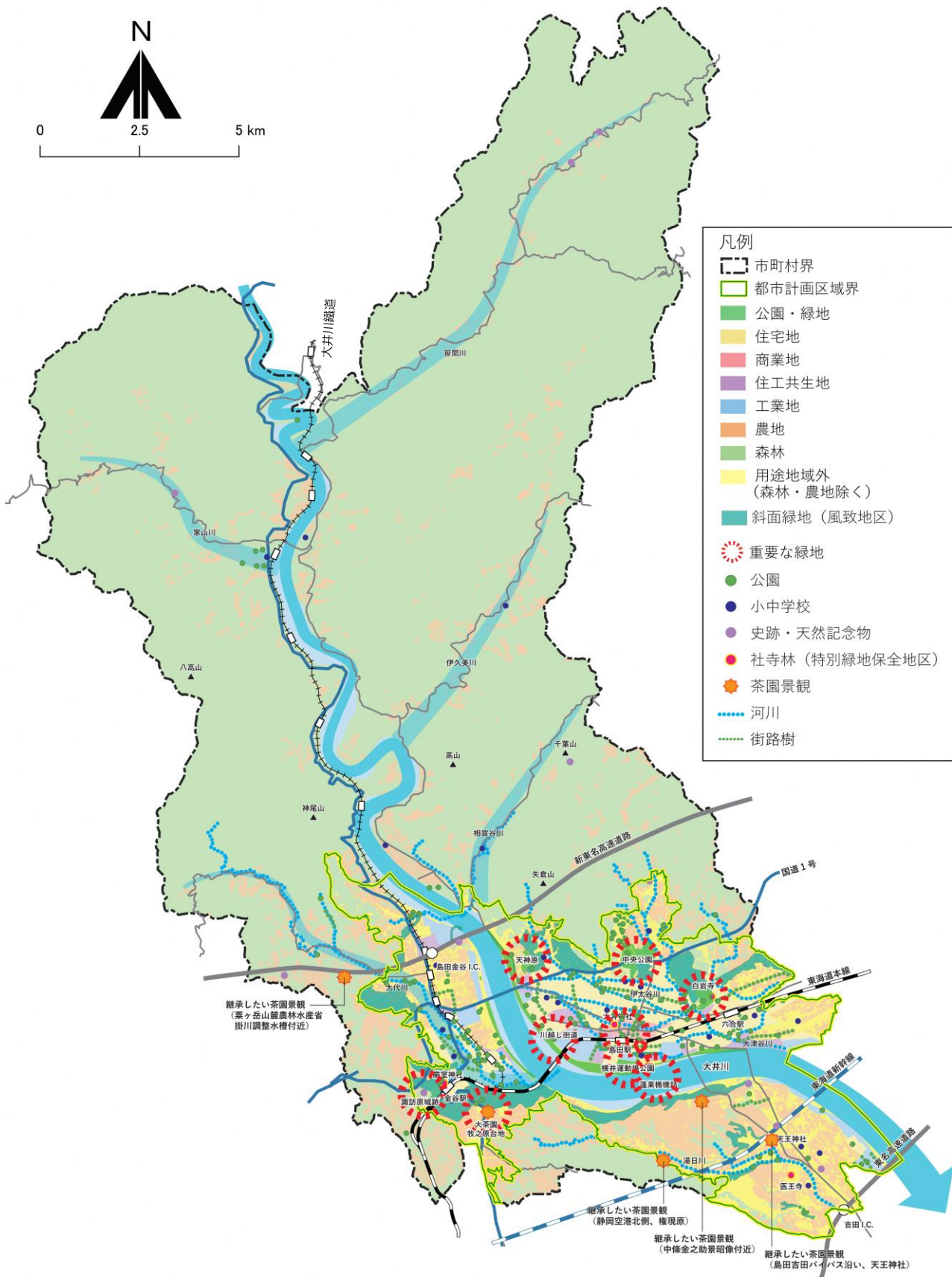
(3) 緑地の均衡ある配置

市街地の緑地の充足度等に配慮し、都市公園、施設緑地の均衡ある配置を図るため、公園の不足地域の解消に努めます。

- 公園の不足地域
- 中心拠点（島田市中心市街地）
- 地域拠点（六合・初倉・金谷・川根の公民館周辺）

(4) 緑地のネットワークの形成

骨格的な緑地や中継点となる都市公園、社寺林等が有機的にネットワークを形成するよう、河川や道路、住宅地における緑地の保全や創出、適切な管理を図ります。



■総合的な配置計画図

第7章 緑地の保全及び緑化の推進のための目標及び施策

1. 緑地の整備目標

目標年次（2040年（令和22年））における確保すべき緑地の水準として、将来像や基本方針の達成状況を把握するため、以下の目標値を設定しました。

1-1. 緑地の確保目標

■緑地の確保目標（都市計画区域）

| 項目 | 現況 2023年（令和5年） | 目標年次 2040年（令和22年） |
|-------------|-------------------|----------------------|
| 割合（B/A） | 60.7% | 63.2% |
| 都市計画区域面積（A） | 5,762.0ha | 5,762.0ha |
| 緑地の面積（B） | 3,497.6ha | 3,644.3ha※ |

※現況に、都市公園の整備面積の目標値 77.65ha、特別緑地保全地区、風致地区の指定面積の目標値 672.9ha を加え、緑地間の重複面積 603.9ha を除いた数値

2. 施設緑地の整備目標

2-1. 都市公園の整備目標

目標年次（2040年（令和22年））における確保すべき緑地の水準として、施設緑地における将来像や基本方針の達成状況を把握するため、以下の目標値を設定しました。

■都市公園の整備目標（単位：ha）

| 種類 | 種別 | 現況 2023年（令和5年） | | 目標年次 2040年（令和22年） | | 緑の基本計 画上の増量 |
|--------|--------------|-------------------|-------|----------------------|--------|----------------|
| | | 箇所数 | 面積 | 箇所数 | 面積 | |
| 住区基幹公園 | 街区公園 | 91 | 13.8 | 92 | 14.2 | 0.4 |
| | 近隣公園 | 4 | 3.7 | 4 | 4.3 | 0.6 |
| 都市基幹公園 | 総合公園 | 2 | 10.5 | 2 | 24.3 | 13.8 |
| | 運動公園 | 1 | 8.6 | 1 | 8.6 | 0.0 |
| 緑地 | 特殊公園 | 1 | 0.2 | 2 | 0.25 | 0.05 |
| | 緩衝緑地 都市緑地 | 25 | 55.89 | 25 | 118.69 | 62.8 |
| 合計 | | 124 | 92.69 | 126 | 170.34 | 77.65 |

■新規都市公園の整備目標（単位：ha）

| 種別 | 公園 | 現況 2023年 （令和5年） | 目標年次 2040年 （令和22年） | 緑の基本計画上 の増減 |
|------|----------|--------------------|-----------------------|----------------|
| 街区公園 | みどり幼稚園跡地 | 0.0 | 0.4 | 0.4 |

■目標年次における都市計画公園の整備目標

| 目標 | 現状値 2023年（令和5年） | 目標値 2040年（令和22年） |
|-------------------|--------------------|---------------------|
| 未整備の都市計画公園の開園面積割合 | 18.8% | 40.5% |

■未整備の都市計画公園の整備目標（単位：ha）

| 種別 | 箇所数 | 都市計画 決定面積 | 現況 2023年 （令和5年） | 整備目標 2040年 （令和22年） | 緑の基本計画 上の増量 |
|-----------|-----|--------------|-----------------------|--------------------------|----------------|
| 街区公園 | 1 | 0.59 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 近隣公園 | 4 | 9.0 | 2.2 | 2.8 | 0.6 |
| 総合公園 | 2 | 52.6 | 10.5 | 24.3 | 13.8 |
| 運動公園 | 1 | 9.9 | 8.6 | 8.6 | 0.0 |
| 特殊公園 | 2 | 33.7 | 0.2 | 0.25 | 0.05 |
| 緩衝緑地・都市緑地 | 2 | 250.0 | 45.5 | 108.3 | 62.8 |
| 合計 | 12 | 355.79 | 67.0 | 144.25 | 77.25 |

3. 施設緑地の整備に関する施策

3-1. 都市公園の整備に関する施策

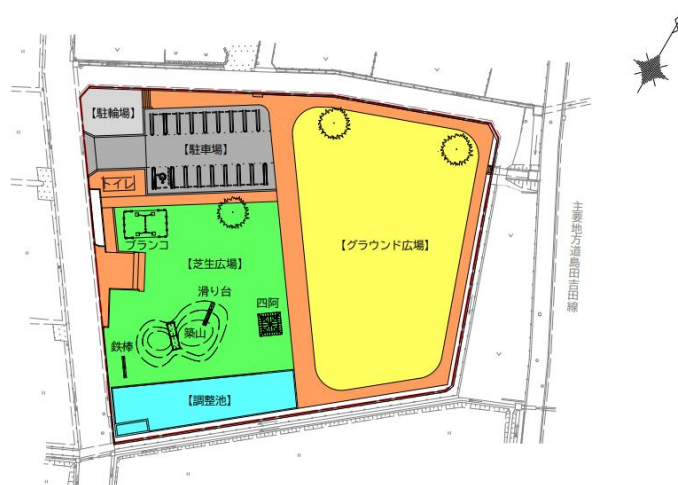
本市の都市公園は、全て都市計画区域に含まれ、124 か所、92.69ha が整備されています。都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積は、約 10.7 m²/人であり、基準値を満たしています。

今後、公園・緑地については、都市公園法に基づく公園の役割や規模に応じ、機能の強化を図るとともに、整備を推進します。

(1) 街区公園の整備推進

初倉地域については、みどり幼稚園の跡地を公園用地として整備を推進します。

みどり幼稚園跡地イメージ図



出典：島田市

(2) 緑地の整備推進

大井川緑地は、緑地としての機能の充実が図られるように整備を推進します。

(3) 防災機能の強化

災害時に避難地となる公園の整備に際しては、島田市地域防災計画と整合を図りながら多目的防災トイレや多目的シェルター、かまどベンチ、かまどスツール等の整備を目指します。

(4) ユニバーサルデザイン化の推進

市民の憩いの場、子どもの安全な遊び場、災害時の避難地といった都市公園の役割を維持・充実させるため、ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが利用しやすくなる施設整備を目指します。

(5) まちづくりのにぎわい拠点としての公園機能の強化

都市の中心拠点や地域拠点に位置する公園では、地域イベントや交流活動等、まちづくりやまち歩きの拠点として積極的に活用できる公園機能の強化を図ります。



■ 駅前緑地（サンカク公園）

出典：島田市

(6) グリーンインフラとしての都市公園の機能強化

市街地での都市公園の整備に際しては、遮熱性舗装や浸透ますの設置による遮熱対策や雨水流出の抑制、公共公益施設や水辺空間と一体となった公園整備によるまちの回遊性や憩い空間の創出等、多面的な機能の発揮に取り組みます。

(7) 長期間未整備となっている都市計画公園・緑地の見直し

長期間未整備となっている都市計画公園については、公園機能の必要性、代替機能の有無等や現状の土地利用の状況等を踏まえ、「存続」「計画の変更」「廃止」に向けた見直しを行います。

<長期間未整備区域がある都市計画公園>

- ・横井公園 ・南町公園 ・七丁目公園 ・元島田公園 ・大井川公園
- ・伊太谷川沿岸公園 ・中央公園 ・横井運動場公園 ・天神原公園
- ・白岩寺公園 ・大井川緑地 ・かなや大井川緑地

3-2. 都市公園の管理に関する施策

(1) 公園施設の長寿命化の推進

公園においては、老朽化した施設の改修等により快適な環境の維持に努めていくとともに、遊具等の安全点検により公園施設の長寿命化を推進します。

(2) 地域住民や民間事業者と連携した公園の管理体制の構築

都市公園の整備に際しては、住民説明会やワークショップ等により住民ニーズを踏まえた公園のあり方を検討するとともに、検討経緯による地域とのつながりを通じて、「公園愛護会」の設立を促し、除草や補修等、市民と連携した日常の維持管理体制の構築を目指します。

都市公園の魅力と利便性の向上を図るために、公園整備に際して、民間の事業者を公募し選定する公募型設置管理制度（Park-PFI）の活用の可能性について調査検討します。

3-3. 都市公園を除く施設緑地の整備に関する施策

(1) 公共施設緑地

1) 地域資源を生かした緑地の整備

本市の豊かな歴史資源を活用した拠点となる蓬萊橋、川越し街道、諏訪原城跡周辺においては、歴史資源と一体となった公園・緑地の整備、保全を図ります。特に川越し街道では、島田宿大井川川越遺跡整備基本計画に基づき整備を行います。



■島田宿大井川川越遺跡

出典：島田市観光協会 HP

2) 小中学校の運動場の開放

小中学校の運動場は、児童・生徒のための自由で多様に使用できる空間であるとともに、災害時の避難地やスポーツレクリエーション等の交流の場として地域に開放します。

3) 街路樹の適切な維持管理の実施

市が管理する街路樹は、生態系や周辺環境への影響を考慮しながら、剪定による管理を行い、良好な街路景観を形成します。

植栽整備から一定の年数が経過した老木や大木化した街路樹のうち、点検・診断により、危険木と判定された樹木については、適切な更新(伐採及び再植栽)や撤去を進めます。

住宅地内の地区幹線道路等については、「はなみずき通り」等、市民に親しまれる道路の愛称づけや市民参加による街路樹の維持管理を進め、快適な沿道景観の形成を図ります。



■市道 扇町祇園線

出典：島田市

(2) 民間施設緑地

1) 市民農園の維持に向けた取組の推進

市民に開放されている市民農園は、都市で緑地とふれあえる貴重なまとまった資源であることから、利用に向けた情報発信等に努めます。

2) 社寺林・天然記念物の適切な維持管理の推進

市街地内に残された貴重な緑地である社寺林や天然記念物の大木は、枝払い等の適切な管理により、保全を図ります。



■ 島田市阪本農園

出典：島田市

3) 富士山静岡空港付近の森林整備の促進

富士山静岡空港付近の森林は航空機等の騒音等の緩衝帯としての役割が大きいことから環境保全のための整備を促進します。

4. 地域制緑地の整備目標

目標年次（2040年（令和22年））における確保すべき緑地の水準として、地域制緑地における将来像や基本方針の達成状況を把握するため、以下の目標値を設定しました。

4-1. 法令による地域制緑地の整備目標

■法による地域制緑地の整備目標（単位：ha）

| 種別 | 現況 | 目標年次 2040年(令和22年) |
|-------------|---------|----------------------|
| 特別緑地保全地区 | — | 7.9 |
| 風致地区 | — | 665.0 |
| 農用地区域 | 1,333.2 | 1,333.2 |
| 河川区域 | 1,147.3 | 1,147.3 |
| 保安林 | 115.0 | 115.0 |
| 地域森林計画対象民有林 | 722.0 | 722.0 |
| 史跡・天然記念物 | 23.7 | 23.7 |

出典：現況は令和3年度都市計画基礎調査

■特別緑地保全地区の指定候補（単位：ha）

| 名称 | 目標年次 2040年(令和22年) |
|------|----------------------|
| 大井神社 | 1.6 |
| 白岩寺 | 1.8 |
| 天王神社 | 1.1 |
| 医王寺 | 2.5 |
| 巖室神社 | 0.9 |
| 合計 | 7.9 |

■風致地区の指定候補（単位：ha）

| 名 称 | 目標年次 2040年(令和22年) |
|----------|----------------------|
| 伊太1 | 32.6 |
| 伊太2 | 47.4 |
| 西野田 | 18.5 |
| 白岩寺 | 69.7 |
| 岸 | 41.2 |
| 権現原 | 83.0 |
| 阪本 | 21.6 |
| 湯日川 | 9.6 |
| 岡田 | 4.9 |
| 牛尾山 | 27.0 |
| 横岡番生寺 | 82.0 |
| 牧之原台地北斜面 | 227.5 |
| 合計 | 665.0 |

5. 地域制緑地の整備に関する施策

5-1. 特別緑地保全地区の指定

大井神社、白岩寺、天王神社、医王寺、巖室神社の周辺地域等の市街地内に残された貴重な緑である社寺林については、永続的な保存に努めるため、特別緑地保全地区の指定を検討します。

また、国において、地区の指定に係る積極的な支援について議論されているため、今後の動向を注視します。



■大井神社

出典：島田市観光協会 HP



■天王神社

出典：島田市観光協会 HP

5-2. 風致地区の指定

伊太、白岩寺、岸、権現原、牧之原台地北斜面等の市街地外縁の斜面緑地は、緑地の骨格を形成し、無秩序な市街化や自然災害を防止する機能を有することから、風致地区の指定を検討し、適切な保全を図ります。

5-3. その他法によるもの

農用地区域、河川区域、保安林、地域森林計画対象民有林、史跡・天然記念物は、各種法令に基づき、保全を図ります。

(1) 農用地区域の保全

農用地区域については、農業振興地域の整備に関する法律に基づき定期的に見直しを行い、荒廃農地の発生防止等、農用地の保全に努めます。

(2) 河川敷を活用した自然と親しめる空間づくりの推進

市民生活にうるおいと安らぎを与えている大井川の計画的な改修と河川敷の多面的活用について、国に働きかけます。

大津谷川については、水量の確保及び水質の浄化に努め、多自然工法を活用した生物にもやさしい環境を形成するとともに、親水護岸等、水に親しめる空間づくりを図ります。

(3) 保安林の指定による森林の保全

保安林は森林の持つ公益的機能の維持増進のため森林法に基づき国・県において指定し、水源のかん養や土砂流出防備に努めます。

(4) 民有林の保全

森林法に定義される民有林の保全・整備等については、森林法に基づく島田市森林整備計画において実施していきます。

(5) 史跡・天然記念物の緑地の適切な維持管理

史跡・天然記念物等の文化財で緑地として捉えるものは、文化財と一体となって、保全、適切な管理に努めます。

■特別緑地保全地区制度（参考）

| 項目 | 制度の概要 |
|---------|---|
| 目的 | 都市における良好な自然的環境となる地区において、建築行為等、一定の行為の制限等により現状凍結的に保全する制度です。これにより豊かな緑地を将来に継承することができます。 |
| 根拠法 | 都市緑地法第 12 条 |
| 指定要件 | <ul style="list-style-type: none"> ○無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの ○神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの ○次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの <ul style="list-style-type: none"> ・風致又は景観が優れているもの ・動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの |
| 指定主体 | 特別緑地保全地区は、都市計画法における地域地区として、市町村（10ha 以上かつ 2 以上の区域にわたるものは都道府県）が計画決定を行います。 |
| 制限される行為 | <p>特別緑地保全地区に指定されると、次の行為を行う場合に、都道府県知事（市の区域内にあっては当該市長）の許可が必要になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物その他工作物の新築、改築又は増築 ・宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更 ・木竹の伐採 ・水面の埋立て又は干拓 ・屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積等 |
| 土地の買入 | <p>土地所有者が行為の制限を受けることにより、土地の利用に著しい支障をきたす場合、都道府県知事（市の区域内にあっては当該市長）に対して、その土地を買入れる旨申し出ることができます。</p> <p>この場合、市町村、都道府県あるいは緑地管理機構がその土地を買入れます。地方公共団体は、土地の買入れ費用や買入れた土地の保全利用にあたり必要な施設の整備費用について、国の社会資本整備総合交付金を活用することができます。</p> |
| 指定のメリット | <p>特別緑地保全地区の指定には土地所有者にとって次のようなメリットがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○次の優遇税制により、土地の所有コストを軽減できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・相続税：山林及び原野については 8 割評価減となります。 ・固定資産税が最大 1/2 まで減免されます。 ○建築行為等の申請が不許可となった時に土地の買入れを申し出ることができます（都市緑地法第 17 条）。譲渡所得には 2,000 万円の控除が適用されます。 ○管理協定制度を併用することにより、管理の負担を軽減することができます。 ○市民緑地制度を併用することにより地域の自然とのふれあいの場として活用を図ることができます。 |

出典：国土交通省 都市局 公園緑地・景観課HP

■風致地区制度（参考）

| 項目 | 制度の概要 |
|---------|---|
| 目的 | <p>風致地区は、都市における風致を維持するために定められる都市計画法に規定する地域地区です。</p> <p>「都市の風致」とは、都市において水や緑等の自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるものです。</p> |
| 根拠法 | 都市計画法第8条第1項第7号 |
| 指定主体 | <p>風致地区は、10ha以上は都道府県・政令市が、10ha未満は市町村が指定し、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（以下、「風致政令」という。）で定める基準に従い、地方公共団体が条例（以下、「風致条例」という。）を制定することとしています。</p> |
| 制限される行為 | <p>風致政令における行為規制の内容は以下のとおりであり、許可が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の建築その他工作物の建設（建ぺい率、高さ、壁面後退） ・建築物等の色彩の変更 ・宅地の造成等（適切な植栽等により覆われた率、のり） ・水面の埋立て又は干拓 ・木竹の伐採 ・土石の類の採取 ・屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 |

出典：国土交通省 都市局 公園緑地・景観課HP

6. 都市緑化の推進方針

6-1. グリーンインフラの取組の推進方針

市街地においては、協働による都市公園の整備や民間建築物又は公共公益施設の緑化、緑化施設の整備等、戦略的な緑地のネットワークの形成を行い、都市型水害対策や都市の快適性・生産性向上等を図ります。

立地適正化計画に定める居住誘導区域外の区域について、中長期的に発生する低未利用地をグリーンインフラとして位置づけ、緑地としての活用に取り組みます。

<グリーンインフラとしての活用のイメージ>

◆低未利用地を地域の「緑地」として管理・活用



←低未利用地を広場として地域の子どもの遊び場等として活用

ボランティア団体等が低未利用地をみどりに親しむ場として管理し、一般公開する地域の庭として登録



出典：グリーンインフラの事例（国土交通省、令和元年7月）

6-2. 公共公益施設の緑化の推進方針

公共公益施設の整備に際しては、施設の敷地や建築物の緑化を進め、遮熱対策や雨水流出の抑制、景観の向上等、グリーンインフラとしての効果の発揮に努めます。

市街地では、道路を始め公共公益施設単独で緑化スペースを生み出すには限界があります。このため、面整備や都市施設整備、建替等の機会を活用し、道路境界部の緑化や特色のあるシンボルツリーの植栽等により、緑化に努めます。

公共公益施設へのグリーンカーテンの設置を促進するとともに、市民・事業者によるグリーンカーテンの設置を支援します。

<島田市役所新庁舎>

- ・南側の前面道路に対して市民の憩いの場や緑地帯をつくり、まちの回遊性を演出します。
- ・市のシンボル「帯桜」の保全を行い、市民に親しまれるランドスケープデザインでまちづくりに貢献します。



6-3. 民有地の緑化の推進方針

(1) 住宅地の緑化の促進

大規模な住宅地が開発される場合等は、必要に応じて地区計画や建築協定、景観協定等の導入を検討し、緑化や緑地の保全を図り良好な住環境の維持を図ります。

また、緑豊かなまちづくりを推進するとともに、地震時のコンクリート塀の倒壊による被害の減少を図るため、生け垣づくり補助金制度により、住宅用地等、民間の敷地外周の生け垣の整備に対する補助を積極的に進めます。

(2) 工場地周辺の緑化の促進

新たに工場等の立地が計画された場合は、地域の環境保全が図られるよう、事業者に対し、緑化を促進します。

(3) 商業空間の緑化の促進

島田駅を中心とした中心市街地等の商業地では、商業施設や店舗等のスペースを有効活用して、緑化により、彩りとうるおいのある空間の創出を促進します。

(4) 茶園（茶草場）の保全

大井川右岸に見られる茶園は、本市の特徴的な景観を形成し、生物多様性にも資することから、茶園と周辺の茶草場の保全に努めます。



■ 駅前広場の芝生化

駅前緑地（サンカク公園）

出典：島田市

(5) 花の名所となる緑道・緑地の魅力向上

花の名所ともなっている栢山緑道、大代川堤防桜植栽地等の緑道や緑地は、四季の豊かな景観を楽しむことのできる憩いの場として、適切な維持管理に努めます。

(6) まちづくりのルールを活用した緑化の促進

大規模な住宅地が開発される場合等は、必要に応じて地区計画や建築協定、景観協定等の導入を検討し、緑化や緑地の保全を図り良好な住環境の維持を図ります。

6-4. 市民の参加協力等の推進方針

(1) 市民による緑化・美化活動の支援

花と緑で彩られた都市空間を創出するため、島田市緑化推進事業補助金の活用等を進め、花の会による季節ごとの植え付け作業等、市民の緑化活動について支援します。

地域住民に愛される公園の維持管理を図るため、公園愛護会の募集と共に、公園愛護会の活動への報奨金や消耗品の提供等の支援を進めます。「公園愛護デー」を通じて、公園愛護会の美化活動の普及を図ります。

市民・事業者による環境保全活動を「しまだエコ活動」として登録し、活動内容を広く市民に情報発信する等、活動を支援します。



■公園愛護会（往還下公園）

出典：島田市

(2) 市民との協働による河川の水環境・景観の保全

大津谷川等、河川沿いの桜並木については、市民との協働により適切な維持管理に努め、市民に親しまれる景観形成を図ります。また、河川愛護団体への支援等により、市民と協働で取り組む水辺環境の保全を推進します。

(3) 緑のイベントの開催

緑化活動の推進や市民の緑化意識の向上を目的に、桜、バラ等、花の祭りの開催を支援します。

全国ばら制定都市会議（ばらサミット）への参加や、国や県が主催する緑化フェア等のイベントの誘致を図っていきます。

(4) 学校等における環境教育の推進

学校におけるグリーンカーテンの設置や小中学生を対象にしたアース・キッズ事業、夏休み親子環境学習講座等を通じて、自然体験活動や環境教育の推進等に努めます。



■緑のカーテン（五和小学校）

出典：五和小学校 HP

(5) 緑のコンクール、表彰の実施

緑化活動に関わっている人々にとって、その実績が評価されることは励みになります。市内の緑化団体に対して、国や県主催の緑のコンクールや表彰の募集を案内する等、活動意欲を高めていきます。

第8章 緑化重点地区・保全配慮地区

1. 緑化重点地区の設定

緑化重点地区は、都市緑地法第4条第2項第8号において、「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として定められています。

市の緑の将来像における中心拠点、地域拠点、拠点地区及び公園の不足する地域において、重点的に緑化の推進を図ります。

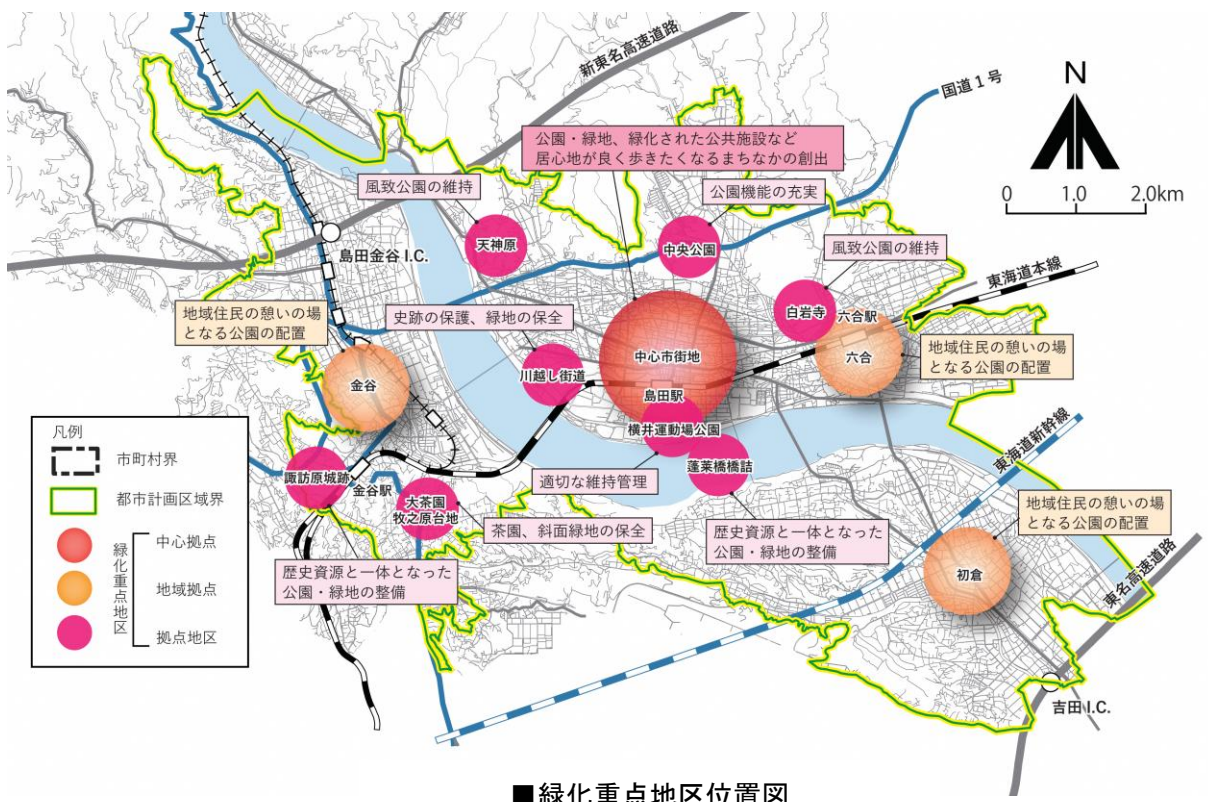
都市緑地法運用指針における緑化重点地区の具体例

- 駅前等都市のシンボルとなる地区、緑が少ない住宅地、風致地区等、都市の風致の維持が特に重要な地区、防災上、緑の確保及び市街地における緑化の必要性が比較的高い地区、緑化の推進に関し、市民意識が高い地区、エコロジカルネットワークを形成する上で緑化の必要性が高い地区

■緑化重点地区及び緑化の推進方針

| 緑化重点地区 | 緑化の推進方針 |
|------------------------------|--|
| 中心拠点（島田市中心市街地） | <ul style="list-style-type: none"> ・島田市都市計画マスタープランにおいて、島田駅・図書館・市役所等、高次の都市機能を有し、本市の中心となる拠点として位置付けられている。 ・島田駅や市役所、図書館等、高次の都市機能を有する中心市街地においては、街路、公園・緑地、緑化された公共施設や民間建築物を利活用し、居心地がよく歩きたくなるまちなかを創出する。 |
| 地域拠点（六合・初倉・金谷の公民館周辺）※都市計画区域内 | <ul style="list-style-type: none"> ・島田市都市計画マスタープランにおいて、今後も、都市機能の維持や充実を図り、良好な居住環境を創出する地域として位置づけられている。 ・地域拠点においては、市民ニーズを踏まえた公園のあり方や民間による柔軟な利活用が図られた、市民の憩いの場となる公園の配置を検討する。 |
| 拠点地区 | <ul style="list-style-type: none"> ・緑の拠点地区においては、地区の資源や景観等を生かした緑化に努める。 ◇ 白岩寺・天神原においては、自然環境を生かしたレクリエーション地として、風致公園を維持する。また、白岩寺等の社寺の周辺には広場、緑道を配置し、社寺めぐり等、歴史とふれあえる散策ルートを形成する。 ◇ 中央公園は、整備率が約3割にとどまっていることが |

| | |
|------------------|---|
| | <p>ら、適切な維持管理を行いつつ、引き続き公園機能の充実を図っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 横井運動場公園は、市民の身近なスポーツレクリエーションの場として、適切な維持管理に努める。 ◇ 川越し街道周辺地区は、景観計画重点地区に指定されており、大井川川越遺跡整備基本計画に基づき、史跡の保護、緑の保全を図る。 ◇ 蓬萊橋橋詰、諏訪原城跡周辺は、本市の豊かな歴史資源と一体となった公園・緑地の整備、保全に努める。 ◇ 大茶園及び牧之原台地に広がる斜面樹林地等は、本市を特色づける重要な景観要素の一つであることから、その保全に努める。 |
| <p>公園の不足する地域</p> | <p>・「島田市立地適正化計画」における居住誘導区域内においては、公園・緑地のカバー率を基に、不足する地域に公園の配置を検討する。</p> |



2. 保全配慮地区の設定

保全配慮地区は、都市緑地法第4条第2項第6号において「緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」として定められています。

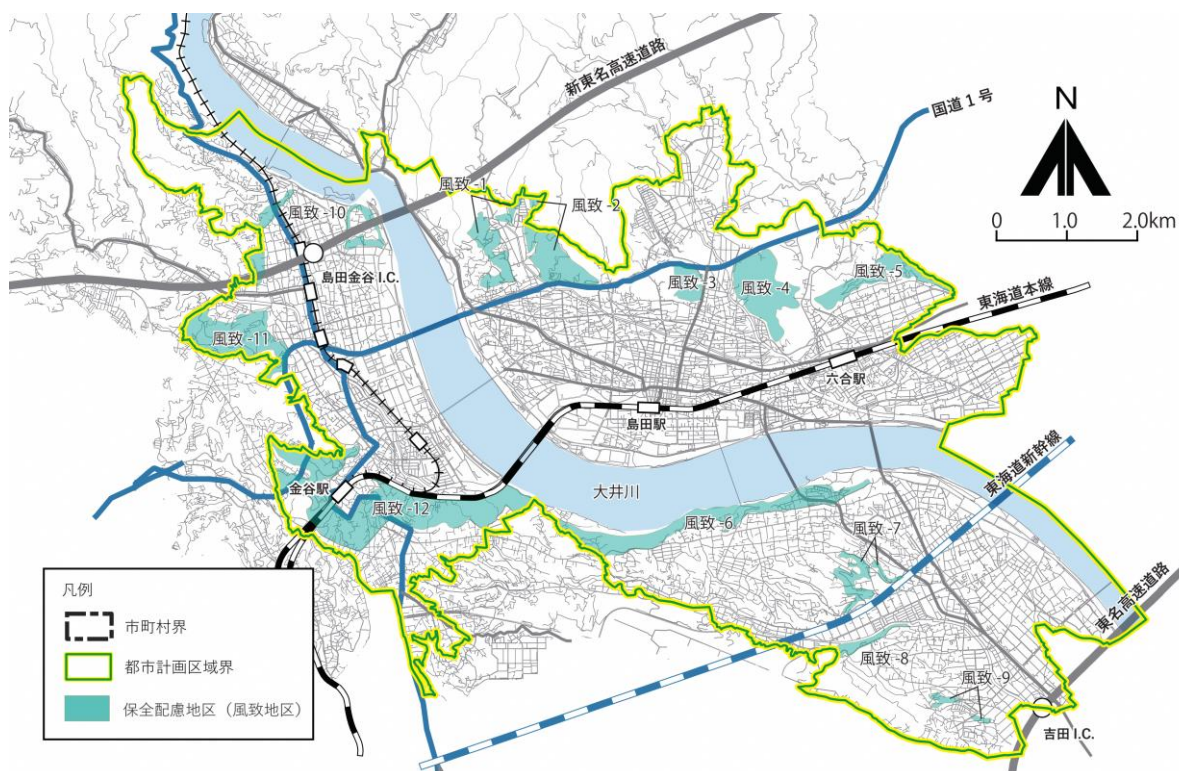
市の緑の将来像における緩衝地区において、重点的に緑の保全を図ります。

都市緑地法運用指針における保全配慮地区の具体例

- 風致景観の保全、生物多様性の保全、自然とのふれあいの場の提供等の観点から重要となる自然的環境に富んだ地区

■ 保全配慮地区

| 保全配慮地区 | 保全配慮の方針 |
|--------|---|
| 緩衝地区 | <ul style="list-style-type: none"> ・市街地を取り囲む斜面緑地とそれと連続する樹林地については、市域北部の樹林地と市街地の「緩衝地区」として、貴重な緑の環境や自然生態系の保全を図るとともに、環境学習やレクリエーションの場としての利用を推進する。 ◇ 伊太、白岩寺、岸、権現原、牧之原台地北斜面等の市街地周辺の斜面緑地は、緑の骨格を形成し、無秩序な市街化や自然災害を防止する機能を有することから、風致地区の指定を検討し、適切な保全を図る。 |



■ 保全配慮地区位置図

第9章 計画の実現に向けて

1. 市民・事業者・行政の役割

本計画の基本理念の実現に向け、連携・協働により、緑があふれ住み続けられるまちづくりを推進していくための、市民、事業者、行政の役割を示します。

(1) 市民・事業者の役割

市民は、都市における緑が適正に確保されるよう自ら努めるとともに、国及び地方自治体が都市緑地法の目的を達成するために行う措置に協力が求められます。

また、事業者は、その事業活動の実施に当たって、都市における緑が適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、国及び地方自治体が都市緑地法の目的を達成するために行う措置に協力が求められます。

<市民・事業者の役割（例）>

- ・公園愛護会の活動や都市緑化の自発的な取組に主体的に参加する等
- ・島田市工場立地法に関する準則を定める条例の規定による緑地面積率及び環境施設面積率を確保する等

(2) 行政の役割

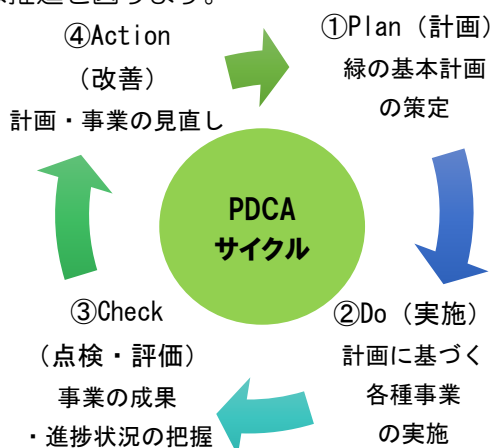
国及び地方自治体は、都市における緑が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを鑑み、都市における緑の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければなりません。

また、市は緑の基本計画で示した緑の将来像の実現に向け、社会情勢を踏まえつつ、必要に応じて基本計画の修正等を行います。

さらに、各種個別施策の主体としての役割を担うほか、市民・事業者・関係団体等との連携により、緑があふれ住み続けられるまちづくりが効果的かつ効率的に実現できるよう、情報提供や話し合いの場等を設定し合意形成を図ります。

2. 計画の進行管理

本計画は、概ね 15 年先の目標像を描いたものであり、その実現のためには適切に事業を実施していく必要があります。このため、計画に即した個々の事業について、適時、計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）を行い、必要に応じて計画・事業の見直しを行いながら、計画の着実な推進を図ります。



(1) Plan (計画)

島田市の緑の現況や課題等を整理し、「みどりがあふれ 住み続けられるまち 島田」を実現すべく、緑の保全、整備促進に関する方向性を定め、施策を展開してきます。

(2) Do (実施)

目標に向けた施策を市民、事業者、行政が協働で実施していきます。

(3) Check (点検・評価)

中間年次である 2030 年（令和 12 年）を目途に、市民アンケートの実施や施策の実施状況の確認等により、計画の進捗状況の点検・評価を行います。なお、見直し期間については状況に応じて、変動する場合があります。

〈中間年次（令和 12 年）までの事業計画（令和 5 年度時点で決定しているものに限る）〉

- ・みどり幼稚園跡地公園整備
- ・都市計画公園・緑地の見直し

〈中間年次（令和 12 年）において、指標とする事項〉

- ・市民アンケート
- ・都市公園等の整備面積
- ・都市計画公園・緑地の整備率
- ・地域制緑地の面積

(4) Action (計画の見直し)

点検・評価や市民アンケートの意見等を踏まえ、目標や施策の見直しを行います。

参考資料

1. 市民意識調査

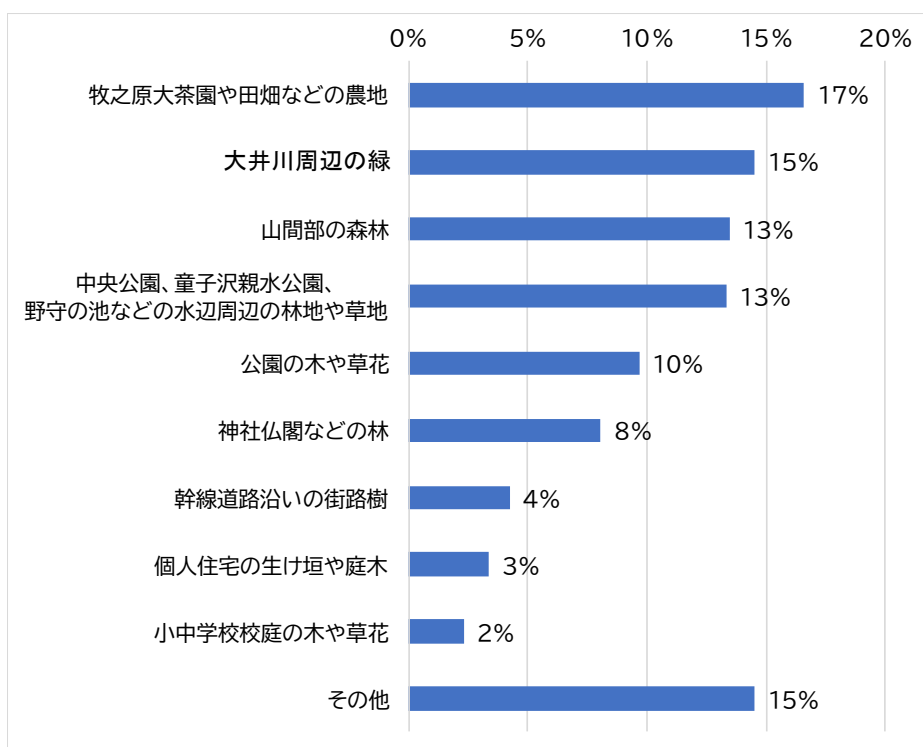
緑に関する市民の意向を把握するため、市民意識調査を実施しました。
調査の結果は、以下のとおりです。

【調査概要】

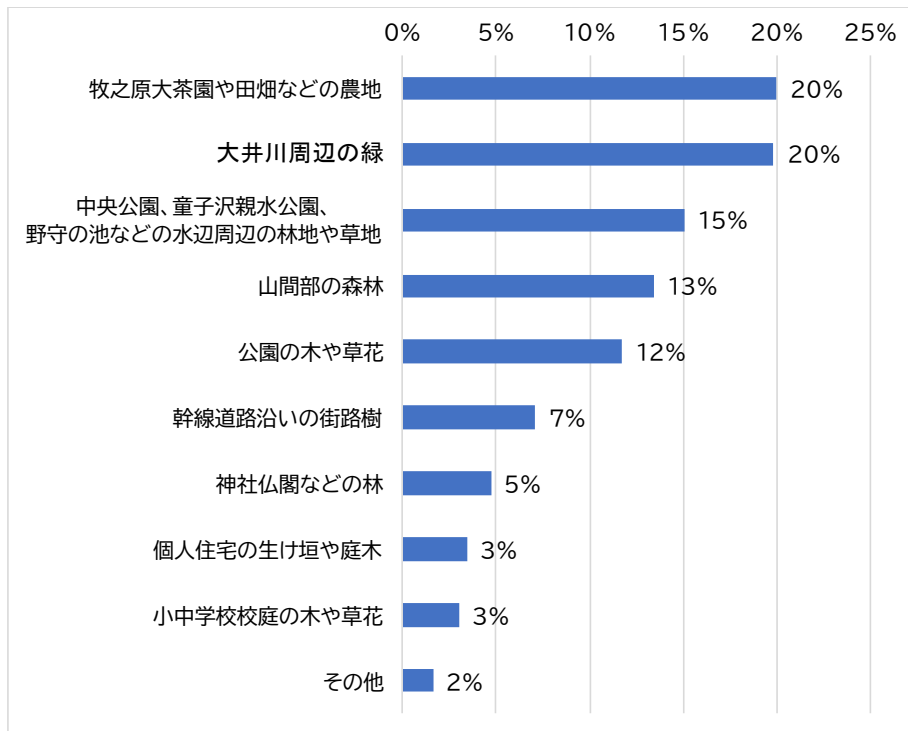
| 項目 | 詳細 |
|------|--|
| 調査時期 | 令和4年8月19日～9月11日（25日間） |
| 回答者数 | 1421人 |
| 方法 | ・携帯電話、スマートフォンによるコミュニケーションアプリのLINEを使って不特定多数の方に回答してもらう方法で実施。 |

（1）市内の緑の現状について

市内の良い自然環境で思い浮かぶ緑としては、「牧之原大茶園や田畑等の農地」が17%で最も多く、「大井川周辺の緑」が15%、「山間部の森林」と「中央公園、童子沢親水公園、野守の池等の水辺周辺の林地や草地」が各13%となっています。

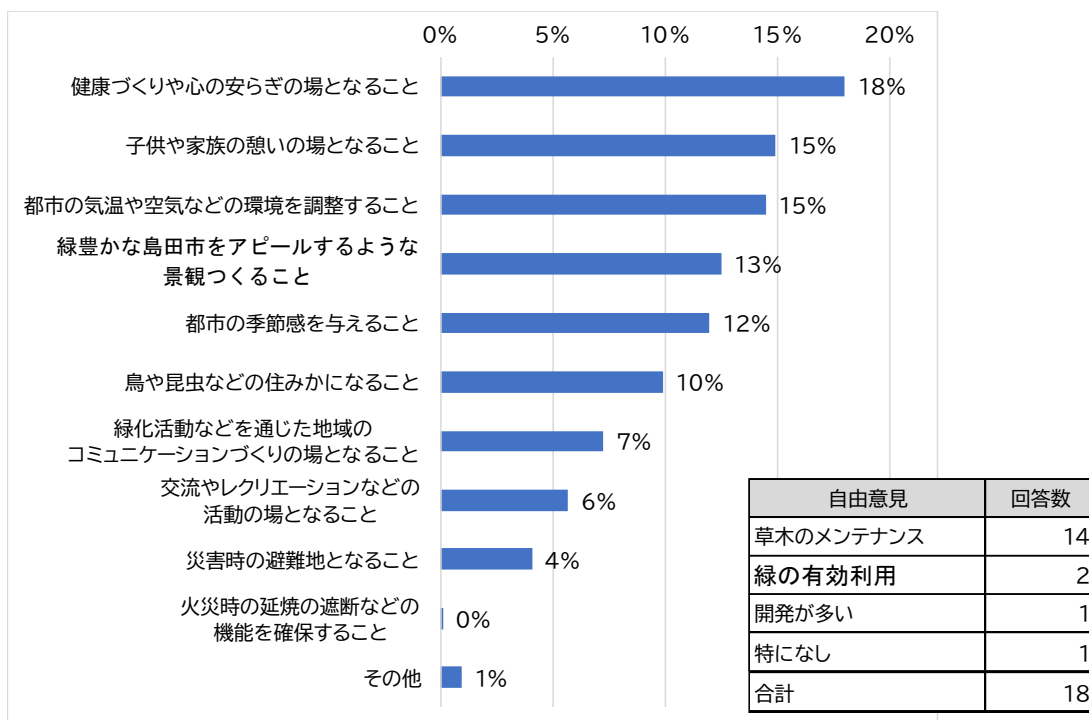


また、市内が緑豊かであるために、伝え残していくべき緑については、「牧之原大茶園や田畑等の農地」と「大井川周辺の緑」が20%で最も多く、「中央公園、童子沢親水公園、野守の池等の水辺周辺の林地や草地」が15%、「山間部の森林」が13%となっています。



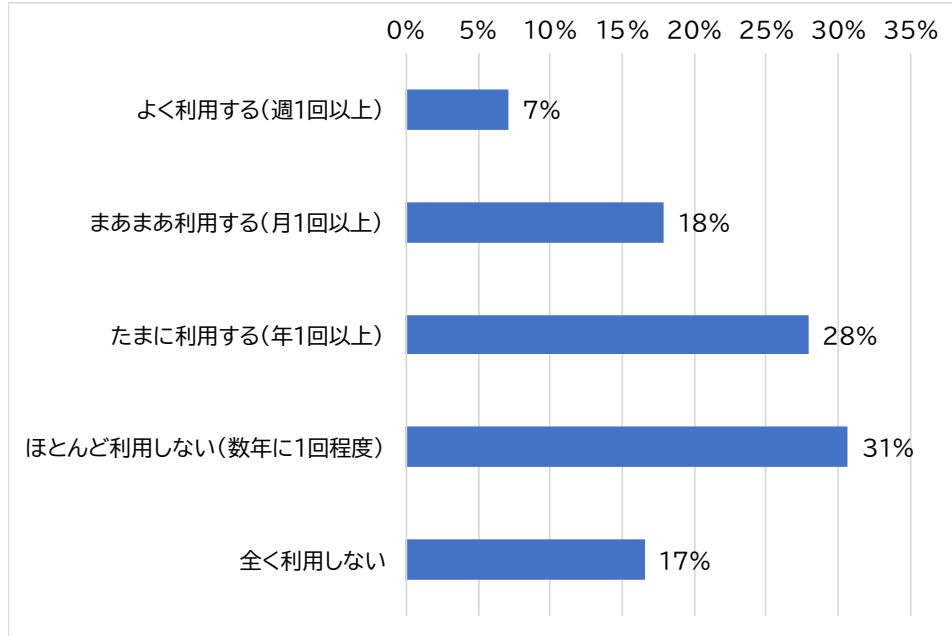
(2) 市内の緑の将来について

市内の緑の将来については、「健康づくりや心の安らぎの場となること」が18%で最も多く、「子どもや家族の憩いの場となること」と「都市の気温や空気等の環境を調整すること」が各15%、「緑豊かな島田市をアピールするような景観をつくること」が13%、「都市の季節感を与えること」が12%となっています。一方で、その他の自由記入では、「草木のメンテナンス」が14回答で多く、緑の維持管理への意識も高いことが分かります。

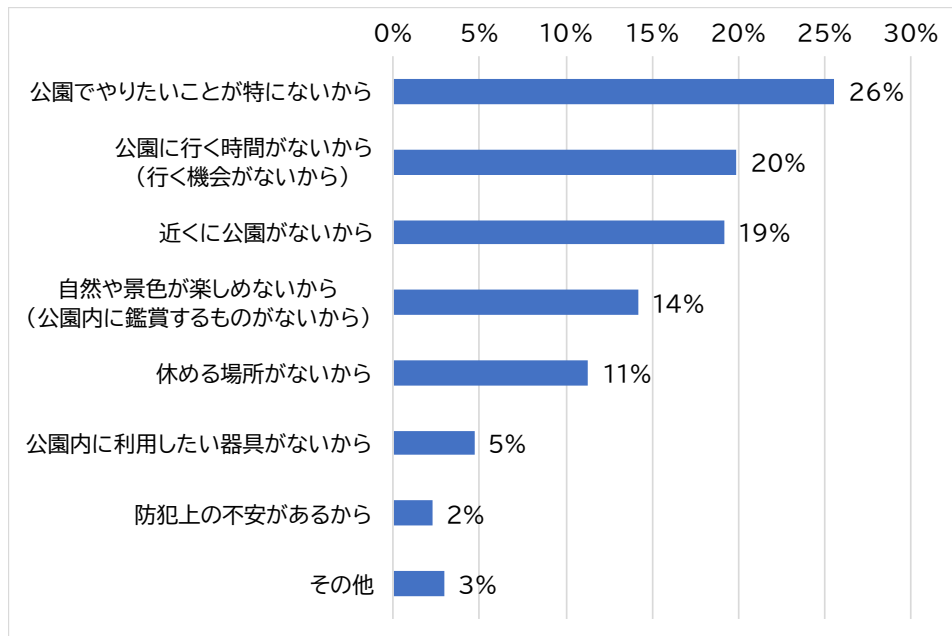


(3) 公園について

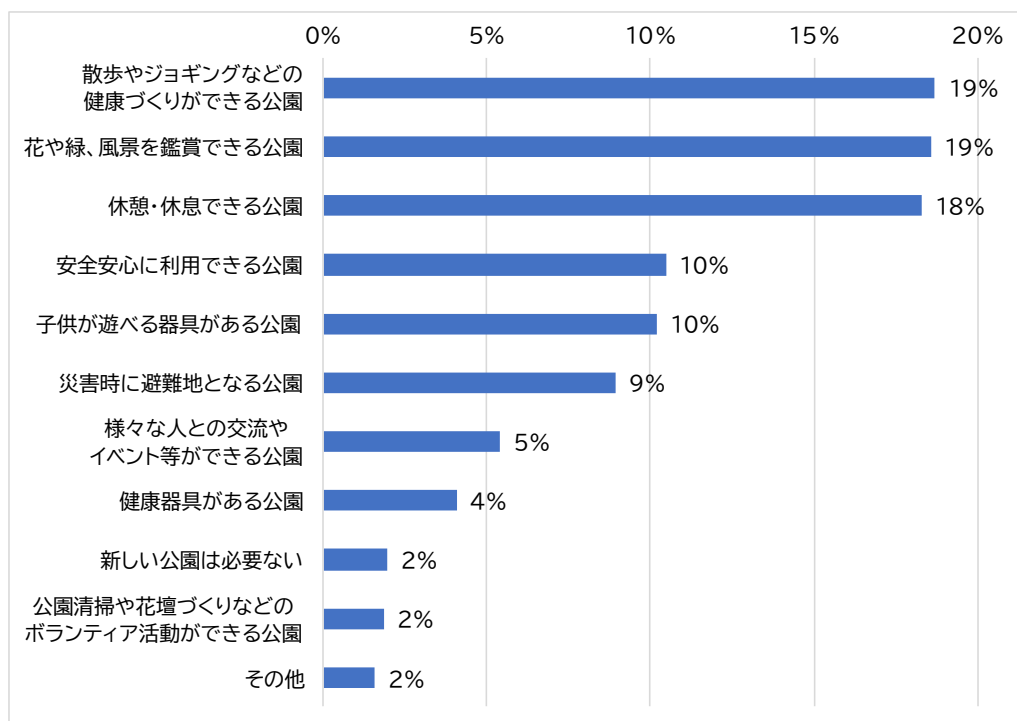
公園の利用状況では、「ほとんど利用しない（数年に1回程度）」が31%で最も多く、「たまに利用する（年1回以上）」が28%、「まあまあ利用する（月1回程度）」が18%となっています。「全く利用しない」も17%の回答がありました。



「ほとんど利用しない（数年に1回程度）」、「全く利用しない」の回答者に利用しない理由を確認すると、「公園でやりたいことが特にないから」が26%で最も多く、「公園に行く時間がないから（行く機会がないから）」が20%、「近くに公園がないから」が19%、「自然や景色が楽しめないから（公園内に鑑賞するものがないから）」が14%となっています。

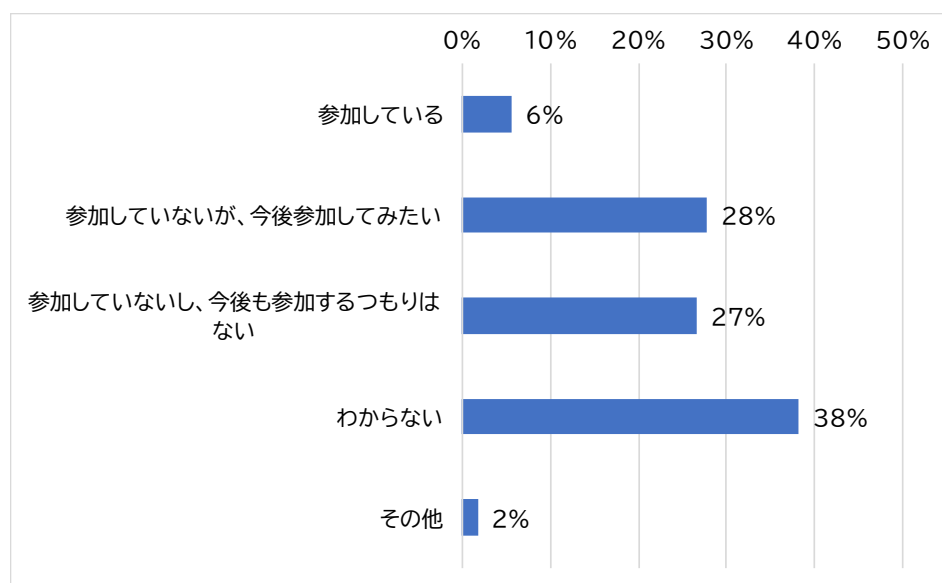


居住地周辺にどのような公園があるとよいかを確認すると、「散歩やジョギング等の健康づくりができる公園」と「花や緑、風景を鑑賞できる公園」が各 19%で最も多く、「休憩・休息できる公園」が 18%、「安全安心に利用できる公園」と「子どもが遊べる器具がある公園」が 10%となっています。

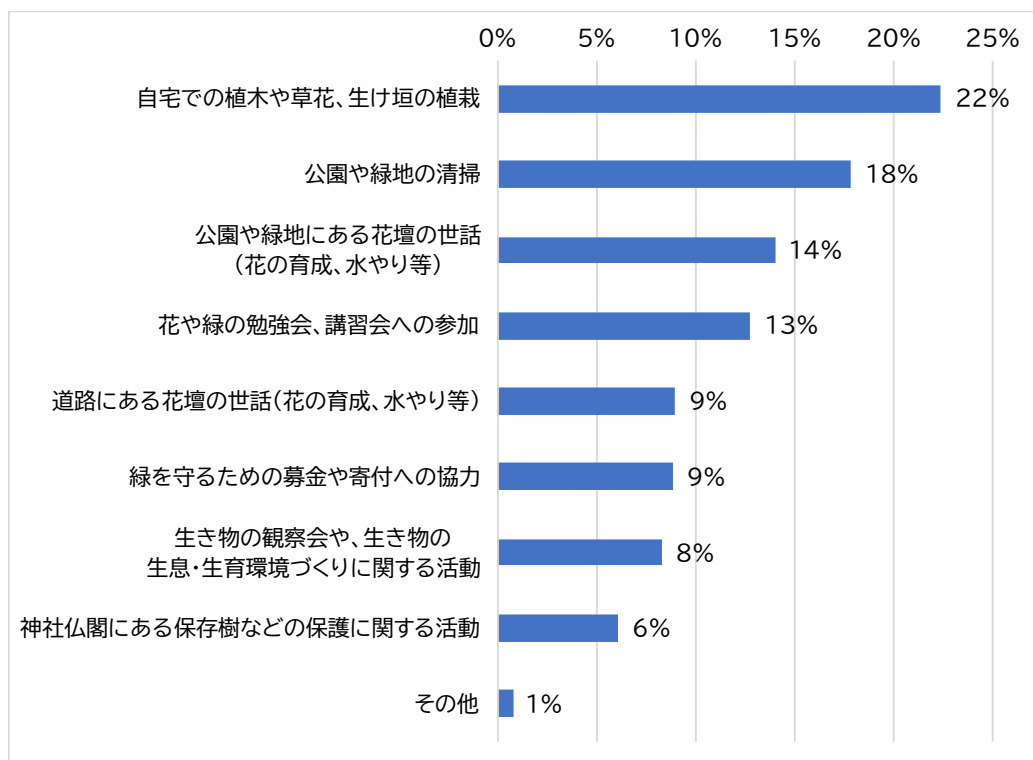


(4) 維持管理について

市内の緑に関係する活動への参加状況を見ると、「わからない」が 38%で最も多く、「参加していないが、今後参加してみたい」が 28%、「参加していないし、今後も参加するつもりはない」が 27%となっています。「参加している」は 6%で最も少ない回答となっていました。



「参加していないが、今後参加してみたい」の回答者に今後の参加の条件を確認すると、「自宅での植木や草花、生け垣の植栽」が22%で最も多く、「公園や緑地の清掃」が18%、「公園や緑地にある花壇の世話（花の育成、水やり等）」が14%、「花や緑の勉強会、講習会への参加」が13%となっています。



■中央公園

出典：島田市

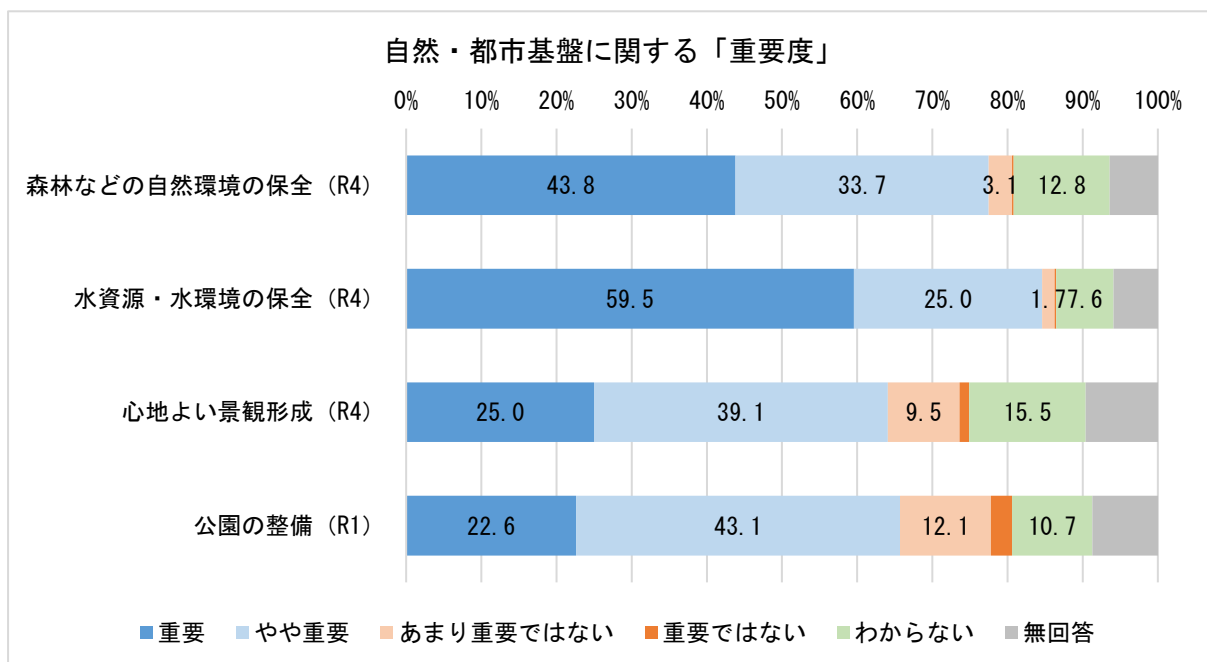
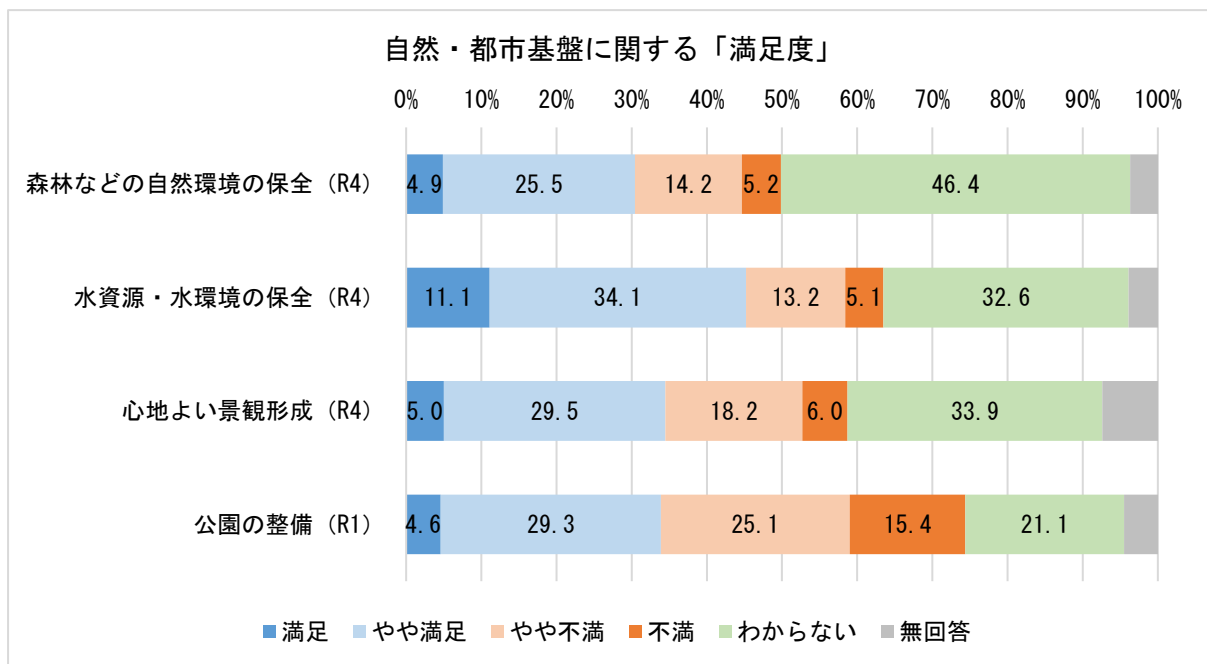


■ばらの丘公園

出典：島田市観光協会ホームページ

2. 満足度・重要度

『島田市総合計画市民意識調査報告書』によると、自然・都市基盤に関する満足度・重要度は、「水資源・水循環の保全」が高く、満足（満足＋やや満足）が45.2%、重要（重要＋やや重要）が84.5%を占めています。



出典：島田市総合計画市民意識調査報告書（R1、R4）

3. 上位・関連計画

本計画は、本市が定める「第2次島田市総合計画」「国土利用計画島田市計画」に即すほか、「島田市都市計画マスタープラン」に適合した、本市の緑地の保全、緑化に関する基本的な方針を定めるものです。そのため、まちづくりに関わる以下の計画の概要を整理しました。

この他、本市では様々な個別計画を策定しており、詳しくは第2次島田市総合計画後期基本計画巻末資料に掲載しています。

■上位計画

| 計画名（策定・改定年度） | 概要 |
|-------------------------------------|---|
| 島田市都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和3年3月） | <ul style="list-style-type: none"> ○目標年次：将来の都市構造 2035年（令和17年） <li style="padding-left: 20px;">都市施設の整備等 2025年（令和7年） ○都市公園の整備目標：都市計画区域内人口1人当たり 11.2㎡/人 ○基本理念： <ul style="list-style-type: none"> ・広域交流の舞台、地域の魅力・活力を生み出す都市づくり ・災害の最小化と迅速な復興により、安全で安心して快適に暮らせる都市づくり ・暮らしやすいコンパクトな都市づくり ・環境と調和した都市づくり ・地域コミュニティの連携と協働により未来を彩る都市づくり |
| 静岡県緑化推進計画（平成30年3月） | <ul style="list-style-type: none"> ○計画期間：2018年度（平成30年度）から2027年度（令和9年度）まで ○基本理念：花と緑が織り成す美しい庭園県・しずおか |
| 第4次静岡県環境基本計画（令和4年3月） | <ul style="list-style-type: none"> ○計画期間：2022年度（令和4年度）から2030年度（令和12年度）まで ○将来像：地球環境を守り、地域資源を活かし共に支え合う、「環境と生命の世紀」に 「ふさわしい”ふじのくに”の実現 |
| ふじのくに生物多様性地域戦略（令和5年3月） | <ul style="list-style-type: none"> ○計画期間：2018年（平成30年）4月から2028年（令和10年）3月まで ○目標：生物多様性の大切さを理解し、力を合わせて、生物多様性にめくまれた理想郷 ”ふじのくに”に生きる |
| 第2次島田市総合計画後期基本計画（令和4年3月） | <ul style="list-style-type: none"> ○計画期間：2022年度（令和4年度）から2025年度（令和7年度）まで ○目標：笑顔あふれる 安心のまち 島田 |
| 第2期島田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年3月改定） | <ul style="list-style-type: none"> ○計画期間：2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）まで ○取組の方向性：まち・ひと・仕事創生を一体的に推進する |
| 国土利用計画島田市計画（平成30年3月） | <ul style="list-style-type: none"> ○目標年次：第2次島田市総合計画と整合し、2025年（令和7年）とする。 ○土地利用の基本理念：豊かな緑や水辺環境を良好に維持し続け、大井川の川越しをはじめとする由緒ある歴史と地域が持つ固有の文化がもたらす個性と魅力を活かしながら、公共の福祉に配慮しつつ、奥ゆかしさとにぎわいの調和がとれた土地利用を図る。 |
| 島田市都市計画マスタープラン（令和2年3月） | <ul style="list-style-type: none"> ○目標年次：2040年（令和22年） ○都市の将来像：大井川がつなく コンパクトなまち'S ～連携・協働によるコンパクト・プラス・ネットワークの都市づくり～ |

■関連計画

| 計画名（策定・改定年度） | 概要 |
|-------------------------------------|---|
| <p>第3次島田市環境基本計画 （令和5年3月改訂）</p> | <p>○計画期間：2023年度（令和5年度）から2032年度（令和14年度）まで ○目指すべき将来像：大井川が育む 豊かな自然と暮らしを紡ぐ循環共生都市 しまだ ～未来を拓き活力を創造するゼロカーボンシティ～</p> |
| <p>島田市国土強靱化地域計画 （令和5年3月改訂）</p> | <p>○計画期間：2018年度（平成30年度）から2025年度（令和7年度）まで ○基本理念：島田市は、防災・減災と地域発展を両立させる国土強靱化の趣旨を踏まえ、「笑顔あふれる安心のまち 島田」の実現に向けて、強くしなやかな地域づくりを進める。この際、県中部圏域等の防災・減災及び復旧・復興の主たる拠点としての役割を考慮する。</p> |
| <p>島田市立地適正化計画（令和4年4月）</p> | <p>○計画期間：2022年（令和4年）から2040年（令和22年）まで ○都市の将来像：大井川がつなぐ コンパクトなまち'S ～連携・協働によるコンパクト・プラス・ネットワークの都市づくり～</p> |
| <p>島田市景観計画（令和5年4月）</p> | <p>○目標とする景観像：伝統と創造を 大井川の豊かな水と緑が育む 笑顔があふれるまち</p> |
| <p>島田市地域防災計画（令和5年3月）</p> | <p>○総則：災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、市の地域に係る防災対策の大綱を定めるものとする。</p> |
| <p>島田市公共施設等総合管理計画 （令和4年10月）</p> | <p>○計画期間：平成28年度（2016年度）から令和37年度（2055年度）まで ○長寿命化の実施方針：インフラのうち橋りょう及び公園施設については、既に長寿命化に関する計画を策定し、事業を実施している。これらについては、策定済みの各計画に示された方針に沿って、引き続き長寿命化の取組を進める。</p> |

4. 用語集

★本計画において、「緑」は緑地、緑化を含む緑に関連する事項を包括的に示したもの。「緑地」は都市緑地法第3条に示す良好な自然的環境を形成しているものを指します。

【あ行】

| | |
|----------|---|
| 一級河川 | 国土保全上または国民経済上、特に重要な水系で国土交通大臣が省令により、水系ごとに名称・区間を指定した河川のこと。 |
| 運動公園 | 都市基幹公園の種類の一つ。運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。 |
| 屋上緑化 | 建築物の断熱性や景観の向上などを目的として、屋根や屋上に植物を植える緑化手法。 |
| オープンスペース | 屋外の開放的な空間のこと。本計画では、公園、緑地、広場等の施設が分類される。 |

【か行】

| | |
|------------|---|
| カーボンニュートラル | 温室効果ガスの排出を全体としてゼロとすること。 |
| 街区公園 | 身近な住区基幹公園の種類の一つ。主として徒歩圏内の居住者が容易に利用できることを目的にした、敷地面積の標準を0.25haとする都市公園のこと。 |
| 河川区域 | 一般に堤防の川裏の法尻から、対岸の堤防の川裏の法尻までの間（堤防と堤防に挟まれた間）の河川としての役割をもつ土地のこと。河川区域は洪水など災害の発生を防止するために必要な区域であり、河川法が適用される。 |
| 環境学習 | 環境問題に対し学習者が主体的に考え、環境の保全についての理解を深めるために行われる教育や学習。 |
| 緩衝緑地 | 都市公園法に基づく公園種別の一つ。工場やコンビナート地帯と周辺の住宅地、商業地を遮断し、公害防止、緩和もしくは災害の防止を図ることを目的とする緑地。 |
| 管理協定制度 | 地権者と市や市民団体などが協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度。 |
| 近隣公園 | 住区基幹公園の種類の一つ。主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園のこと。近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で面積2haを標準として配置する。 |

| | |
|----------|--|
| グリーンインフラ | 社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取組。 |
| 区域区分 | 都市計画区域を、市街化区域と市街化調整区域の2つの区域に区分(線引き)すること。 |
| 景観計画 | 景観法に基づき、景観行政団体が定める「良好な景観の形成に関する計画」のこと。計画で定められた景観計画重点地区内では、建築される建築物等に対して、その形態や色彩、意匠などを規制することができる。 |
| 工場立地法 | 工場立地が周囲の環境保全を図りながら適正に行われるように定められた法律。 |
| 公共施設緑地 | 施設緑地のうち、都市公園以外の公有地、又は公的な管理がなされており、公園緑地に準じる機能を持つ施設のこと。 |
| 国家戦略特区 | 活用できる地域を厳格に限定し、国の成長戦略に資する岩盤規制改革に突破口を開くことを目指した制度のこと。 |

【さ行】

| | |
|--------|---|
| 市民農園 | 農地を持たない市民が、レクリエーション活動等の多様な目的で小面積の農地を利用して作物等を栽培するための農園。 |
| 市民緑地制度 | 都市緑地法に基づき、民有地の緑を保全し良好な都市環境を確保するための制度。土地所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を結び、地方公共団体等が施設の維持管理を行う。 また、地域の人々が利用できる緑地や緑化施設として公開される。 |
| 住区基幹公園 | 都市公園のうち、主として近隣住民の日常的で身近な利用のために配置される公園。街区公園、近隣公園、地区公園のこと。 |
| 準用河川 | 一級河川にも二級河川にも指定されなかった河川で、市町村長が公共性を見地から重要と考え指定した河川のこと。 |
| 植生 | ある場所に生育している植物の集団。植物群落。 |
| 親水護岸 | 護岸としての機能を有しつつ、人々が水辺で楽しめるよう配慮した護岸形状のこと。勾配を緩やかにする、階段状に改修する等の施工がされている。 |
| ストック効果 | 整備された社会資本が機能することによって、整備直後から継続的に中長期にわたり得られる効果のこと。 |
| 生産緑地地区 | 市町村が市街化区域内の農地で定める、次に該当する区域のこと。 a.良好な生活環境の確保に相当の効果があり、公共施設等の敷地に供する用地として適しているもの b.500㎡以上の面積(300㎡以上で市区町村が条例で定める規模) c.農林業の継続が可能な条件を備えているもの |

| | |
|------|---|
| 総合公園 | 都市基幹公園の 1 つ。都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園のことで都市規模に応じ 1 箇所あたり面積 10~50ha を標準として配置する。 |
|------|---|

【た行】

| | |
|-------------|---|
| 地域森林計画対象民有林 | 都道府県知事が 5 年ごとに 10 年を 1 期として、対象とする森林の区域、森林の整備及び保全の目標などを定める「地域森林計画（法第 5 条）」の対象となる民有林のこと。 |
| 地域地区 | 用途地域や特別用途地区、また高度地区、高度利用地区などといった、その地域・地区の種類に応じて必要な規制を定めることができる地区の総称のこと。 |
| 地区計画 | 地区の特性にふさわしい良好な市街地を整備・保全するため、建築物の建築等に関して必要な事項をきめ細かに定めて、街区内の建築行為等を規制・誘導していくために、市町村が都市計画として定める制度。 |
| 地区公園 | 住区基幹公園の種類の一つ。主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1km の範囲内で 1 箇所あたり面積 4ha を標準として配置した公園のこと。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積 4ha 以上を標準とする。 |
| 長寿命化 | 公共施設や公園などが更新を含め、将来にわたって必要な機能を発揮し続けるための取り組みを実行することにより、メンテナンスサイクルの構築と継続的な発展につなげる。 |
| 都市公園 | 都市公園法の規定により国または地方公共団体が設置し、管理する公園又は緑地のこと。 |
| 都市基幹公園 | 都市公園のうち、近隣の住区ではなく都市全体の住民を対象に配置される比較的規模の大きな公園であり、総合公園や運動公園のこと。 |
| 都市計画公園 | 都市公園のうち、都市計画法の規定により、都市計画決定された公園又は緑地のこと。都市計画決定された場合、区域内における建築に制限がかかる。 |
| 都市緑地法 | 良好な都市環境の形成を図ることで、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とし、都市における緑地の保全、緑化の推進に関して必要な事項を定めた法律のこと。 |
| 特別緑地保全地区 | 都市緑地法に基づき、都市計画区域内において、市街地の無秩序な拡大の防止のための緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息・生育地等となる緑地を現状凍結的に保全する地区。 |
| 都市インフラ | 経済活動や社会生活の基盤を形成する構造物。道路・公園・河川・上下水道などの都市基盤施設。 |

| | |
|--------|---|
| 都市計画区域 | 市の市街地を含み、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域で、都道府県が都市計画法に基づき指定した区域。区域が指定されると当該区域を対象として都市計画が策定される。 |
|--------|---|

【な行】

| | |
|------------|--|
| 二級河川 | 一級水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で、河川法による管理を行う必要があり、都道府県知事が指定（区間を限定）した河川 |
| ネイチャーポジティブ | 生物多様性の損失を食い止め、反転させ、回復軌道に乗せること。 |
| 農業振興地域 | 農業振興地域とは、今後、相当期間（概ね 10 年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域のこと。その指定は、国の定める「農業振興地域整備基本指針」に基づいて都道府県知事が行う。 |
| 農用地区域 | 農用地区域とは、農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地のこと。 |

【は行】

| | |
|------------|--|
| ヒートアイランド現象 | 都市部は郊外に比べ気温が高いため、等温線が島状に高くなる現象。都市の多くが人工的構造物に覆われて緑被率が少ないこと、人間の生活や産業の活動に伴う人工熱の放出等が原因となる。 |
| 風致地区 | 都市の風致の維持に支障のない範囲で、一定の開発を許容しつつ緑地の保全等を図る制度で定めた地区のこと。風致地区といった場合、自然の景勝地、公園、神社苑、水辺、公開憩楽地、歴史的な土地、樹林地、眺望地、昔からの別荘地などが該当する。 |
| 保安林 | 水源かん養及び土砂流出の防備といった森林のもつ公益的機能の発揮のため、森林法に基づき指定され、立木竹の伐採、土地の形質の変更といった制限が課せられた森林。 |
| 保安林区域 | 保安林区域は、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林区域のこと。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。 |
| ポケットパーク | 道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースに、ベンチを置くなどして作った小さな公園。主に商業地や住宅地の一角に配置される。 |

【ま行】

| | |
|---------|--|
| マスタープラン | 全体の基本となる計画のこと。なお、都市計画マスタープランは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第18条の2）」のこと。 |
| 緑のカーテン | 植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法のこと。ゴーヤーやアサガオ類などのつる性植物をネットに絡ませて、カーテンやシェード風に仕立てる。 |
| 民間施設緑地 | 施設緑地のうち、民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設のこと。 |

【や行】

| | |
|------------|---|
| 優良農地 | 一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地のこと。 |
| ユニバーサルデザイン | 年齢や性別、障がい者の有無に関わらず全ての人にとって使いやすいデザインのこと。またその考え方。 |
| 用途地域 | 都市計画法上の地域地区の1つであり、市街地における土地の合理的な利用を図るために定められる、以下の13種類の地域のこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・第1種低層住居専用地域・・・低層住宅のための地域。 ・第2種低層住居専用地域・・・主に低層住宅のための地域。 ・第1種中高層住居専用地域・・・中高層住宅のための地域。 ・第2種中高層住居専用地域・・・主に中高層住宅のための地域。 ・第1種住居地域・・・住宅の環境を保護するための地域。 ・第2種住居地域・・・主に住宅の環境を保護するための地域。 ・準住居地域・・・道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域。 ・近隣商業地域・・・近隣の住民が日用品の買い物等をするための地域。 ・商業地域・・・銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域。 ・準工業地域・・・主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域。 ・工業地域・・・どのような工場でも建設できる地域。 ・工業専用地域・・・専ら工業のための地域。 ・田園住居地域・・・農業と調和した低層住宅の環境を保護するための地域。 |

【ら行】

| | |
|--------|--|
| ランドマーク | 景観を構成するひとつの要素で、その都市や地域の象徴あるいは目印として特徴をもつもの。 |
|--------|--|

| | |
|---------|--|
| 流域治水 | 気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダム建設・再生等の対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方のこと。 |
| 緑化地域 | 緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。 |
| 緑化地域制度 | 緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度のこと。これにより効果的に緑を創出することができる。 |
| レインガーデン | 都市型洪水の軽減、健全な雨水循環経路の再生、植物や土壌による雨水浄化、ヒートアイランド現象の緩和、生物の生息空間の再生、都市景観の修復等の緑地としての機能を凝縮させた空間のこと。 |
| レジリエント | 持続可能な成長、幸福度、包括的成長を確保するために、ショックを吸収し、新しい状況に適応し、自身を変革し、将来のショックやストレスに備える能力を持つこと。 |

【わ行】

| | |
|---------|--|
| ワークショップ | 住民参加のまちづくり等で、一方通行的な知識や技術の伝達でなく、参加者が主体となって積極的に参加し、体験を重視し、「双方向性」や「相互作用」を生かした参加体験型の学習や創造の場。 |
|---------|--|

【アルファベット】

| | |
|------|--|
| GX | 脱炭素社会に関する取組を通じて経済社会システムを変革させ、持続可能な成長を目指すこと。都市行政における緑地の確保や質の向上を図るための民間資金の導入の可能性、また、市街地整備と一体となった面的エネルギー利用等の取組のことを総称して「まちづくりGX」という。 |
| NbS | 社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福および生物多様性による恩恵を同時にもたらす、自然の、そして、人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のため行動。 |
| OECM | 保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの。 |

| | |
|------------|---|
| Park-PFI | 民間資金等を活用した公園利用者の利便性の向上、公園管理者の財政負担の軽減を目的とした都市公園法に基づく制度。 |
| PDCA サイクル | 「計画」(Plan)、「実施」(Do)、「点検・評価」(Check)、「改善」(Act)の頭文字をとったマネジメント手法のこと。仮説・検証のプロセスを反復することにより品質を向上させる。 |
| PFI | 民間の資金、ノウハウ等の活用により、公共施設等の整備等にかかるコストの削減を目的とするPFI法に基づく制度。 |
| Well-being | 身体的・精神的・社会的に幸福な状態のこと。 |

【数字】

| | |
|--------|---|
| 30by30 | 2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる(ネイチャーポジティブ)というゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。 |
|--------|---|

島田市緑の基本計画

令和6年 月策定

| | |
|-------|-------------------------|
| 発 行 | 島田市 都市基盤部 建設課 |
| 電 話 | 0 5 4 7 - 3 6 - 7 1 8 7 |
| F A X | 0 5 4 7 - 3 7 - 8 2 0 0 |
